

登米市

# 避難行動要支援者支援マニュアル



平成26年11月  
登米市

【第1編 基本編】	
第1章 避難行動要支援者支援マニュアルについて	2
1 避難行動要支援者マニュアルの趣旨	2
2 平時における避難行動要支援者支援対策の必要性	3
3 災害時における「自助」「共助」「公助」について	3
4 避難行動要支援者支援における「共助」の重要性	4
5 避難行動要支援者等について	4
6 具体的な要配慮者	5
7 要配慮者の特徴	7
8 避難行動要支援者支援の体制整備	10
第2章 平時の対策	
1 避難行動要支援者の所在把握と情報の適切な管理	15
①避難行動要支援者の所在把握の方法	15
②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	15
避難行動要支援者名簿 様式	16
避難支援者への情報提供の同意の有無 様式	17
③個別計画の作成	18
④個別計画の作成にあたっての留意事項	18
個別計画 様式	20
避難行動要支援者名簿の流れ	22
自主防災組織からの名簿掲載申請 様式	23
情報連絡カード 参考例	24
⑤情報の共有と管理	25
2 避難誘導、安否確認などの支援体制づくり	25
①関係機関との役割分担	25
②避難誘導の支援体制整備	27
③安否確認情報の収集体制	29
④安否確認情報の流れ	29
3 地域コミュニティと防災意識の醸成	31
4 情報伝達手段の整備	33
5 情報伝達手段の確保	33
6 地域住民による情報伝達	34
7 社会福祉施設等の防災体制整備	34
8 地域における施設の位置付け	35
9 必要物資の備蓄	35
10 避難施設の整備等	35
11 福祉避難所の指定	37
12 自主防災組織、ボランティアとの連携	37

第3章 災害発生時の対応	
1 避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集	39
2 避難行動要支援者への避難情報の伝達	39
3 避難行動要支援者に対する避難誘導	39
4 避難行動要支援者の安否確認情報の収集	40
5 生活関連情報等の提供	40
6 避難所の運営における支援	40
7 避難所の運営体制	41
8 情報提供	41
9 避難者のニーズへの対応	41
10 被災した社会福祉施設等の対応	42
11 被災しなかった社会福祉施設等の対応	42
12 福祉ボランティアとの連携	43
13 要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策	43
14 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定	44
第4章 災害復興期における要配慮者支援対策	
1 各種支援対策について	45
2 復興期におけるメンタルケアの実施	45
3 要配慮者に対する生活再建支援	45
4 生活再建に関する情報提供の支援	46
<b>【第2編 支援者編】</b>	
第1章 地震に備える	
1 情報の収集	48
2 情報の伝達	48
3 外出時の情報収集と伝達	49
第2章 要配慮者への配慮	
①65歳以上の一人暮らしの方・高齢者の方	50
②在宅で寝たきり・認知症（おおむね要介護3以上）の方	51
③在宅身体障害者（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害）の方	53
④知的障害（療育手帳A・B）の方	59
⑤精神障害（1級～2級）の方	61
⑥内部障害（心臓機能・じん臓機能・呼吸機能障害等）の方	63
⑦高次脳機能障害の方	66
⑧発達障害の方	68
⑨難病者・重度心身障害の方	70
⑩乳幼児・児童の方	74
⑪その他支援が必要と思われる方（妊産婦・外国人等）	74

<b>【第3編 当事者および家族編】</b>	
第1章 事前対策	
1 共通事項	78
①非常用持出品を準備する	78
②支援してほしいことをカードに書く	78
③地域の防災対策を知る	79
④家族で防災対策を考える	80
⑤地域の防災訓練に参加する	81
第2章 障害別事項	
1 支援が必要な高齢者は	82
2 肢体不自由な人は	84
3 視覚障害がある人は	86
4 聴覚障害、音声言語機能またはそしゃく機能障害がある人は	88
5 知的障害がある人は	91
6 精神障害がある人は	93
7 内部障害の人は	94
8 高次機能障害がある人は	98
9 発達障害がある人は	99
10 難病・重度心身障害がある人は	100
第3章 情報を得る	
1 情報の収集と把握	102
第4章 避難	
1 避難にあたって	103
2 家での対応	103
3 外出中の対応	103
参 考	105
指定避難所一覧	107
災害時応援協定締結事業所等一覧	109
登米市内医療機関一覧	111

# 第 1 編 基 本 編





# 第1章 避難行動要支援者支援マニュアルについて

## 1 避難行動要支援者支援マニュアルの趣旨

宮城県では、昭和53年6月12日に発生した「宮城県沖地震」を始め、平成15年には、5月に「三陸南地震」、7月に「宮城県北部連続地震」と二度の大きな地震が発生しました。

また、平成17年8月にも「8.16宮城地震」が発生するなど、本県での地震発生頻度は大変高いものとなっております。

国の地震調査委員会が発表している宮城県沖を震源とする地震の発生確率値によれば、今後10年以内では約60%、20年以内では約90%、30年以内では実に約99%という高い確率での発生が予想されております。

このような地震などの災害が発生した場合には、高齢者や障害者などの、いわゆる「避難行動要支援者」は、その身体的特性などにより、一般的に健常者よりも対応能力が低く、必要な情報が得られずに避難対応が遅れたり、自力避難が困難となったりすることなどが想定され、結果として大きな被害を受ける可能性が非常に高いと考えられます。



このため、国においては、避難行動要支援者に対する避難支援体制構築に向けた地方自治体の積極的な取り組みを促進するため、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、平成18年3月には内容をさらに充実させた同ガイドライン改訂版が策定されました。

本市においても高齢者、障害者などの要配慮者が年々増加傾向にあることから、災害時におけるこれら要配慮者の支援体制について万全を期すため平成20年2月「登米市災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。

しかし、平成23年3月11日（金）午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震が発生し、本市で震度6強、栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の各地で震度6強を観測するなど東日本の広い範囲で強い揺れが生じ、家屋の倒壊、道路の陥没、ライフラインの寸断など大きな被害が発生しました。

本市では、本マニュアルにより災害時における要配慮者の安否確認対策や避難支援計画を作成していましたが、検証の結果、民生委員児童委員等による安否確認は行われたものの、登録されていた地域支援者による避難支援については、ほとんど行われませんでした。しかし、全行政区で結成されている自主防災組織による安

否確認、避難支援が行われ、行政区の集会施設等に避難所を開設し、一人暮らし高齢者等への支援が行われるなど、改めて、自主防災組織等の共助による助け合いが大切か再認識したところです。

一方、長期の停電、断水及び移動手段である車の燃料不足から、透析患者、在宅で人工呼吸器を使用している難病の方など、電源の確保、発電機の燃料確保、透析患者用車両の燃料確保など、新たな問題に直面しました。

また、東日本大震災による災害対策基本法の改正に伴い、登米市地域防災計画の見直しも行われ、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。取組指針では、災害発生時の避難に特に支援を要する方々の名簿の作成を市に義務付けられるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有することとされました。

このことから、登米市地域防災計画を見直し、避難行動要支援者対策について情報の共有や自助・共助の重要性を基本的な視点とした避難行動要支援者支援マニュアルの見直しを行ったところです。

## 2 平時における避難行動要支援者支援対策の必要性

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、平時における防災対策の有無が被害の規模を大きく左右します。

このため、一人暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるように、登米市地域防災計画で定める「避難行動要支援者」名簿を整備し、災害発生時における要配慮者の安否確認や迅速かつ的確な避難支援の実施を図るため、平時から避難支援等関係者間で情報を共有し、防災情報伝達手段や体制の整備及び避難誘導の整備について、要配慮者への支援を行います。



## 3 災害時における「自助」「共助」「公助」について

避難行動要支援者支援については、「自助」「共助」「公助」が大切となります。特に東日本大震災においては、長期にわたってライフラインが途絶したことにより、不自由な生活を余儀なくされたほか、避難所に住民が殺到したことで、当初十分な配給等が実施されなかった経緯があります。このことから、「自助」の観点として、各家庭において3日間程度の食料や飲料水を常日頃から確保し、可能な限り家庭単

位で一定期間過ごせるよう準備しておく必要があります。さらに、隣近所で食料を融通し合うなど「共助」の視点から「ご近所力」を高めておくことで、災害に強いコミュニティを構築していく必要があります。

自助：避難行動要支援者等自身が日頃から災害に備えること。

共助：地域住民同士や地域団体が連携すること。

公助：県や市等公的機関による支援のこと。

#### 4 避難行動要支援者支援における「共助」の重要性

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、避難行動要支援者及びその家族にも当てはまるものです。

しかし、避難行動要支援者は、その身体的な特性等により、「自助」が困難である場合が想定されることから、避難行動要支援者支援においては、行政区や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（＝「共助」）が特に重要となるものであり、この「共助」の取組を促進させるためには、行政区等小地域を単位として、日ごろから訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりが大切となります。

#### 5 避難行動要支援者等について

##### （1）避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味します。

避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として登米市地域防災計画において定められます。

##### （2）要配慮者

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味します。

##### （3）避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を意味します。（本書

においては、「避難支援者」と表記します。）

避難支援者となる者は、登米市地域防災計画において定められます。

##### \* 登米市地域防災計画（避難支援者）

- ① 自主防災組織
- ② 行政区
- ③ 消防機関
- ④ 警察
- ⑤ 民生委員・児童委員
- ⑥ 登米市社会福祉協議会
- ⑦ 地域包括支援センター

##### （4）災害時要援護者

「災害時要援護者」という用語は、広く定着しているものの、法律上の定義付けはなされておらず、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（いずれも平成25年8月）においても使用されていないことから、「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の用語に統一します。

#### 6 具体的な要配慮者

災害が発生した場合には、すべての被災住民が援護を必要とする状態になりますが、要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々です。

①	65歳以上の一人暮らしの方・高齢者世帯の方
②	在宅で寝たきり・認知症（おおむね要介護3以上）の方
③	在宅の身体障害者 （肢体不自由 1級～2級、視覚 1級～2級、聴覚 1級～2級）
④	知的障害者（療育手帳A・B）
⑤	精神障害者（1級～2級）
⑥	内部障害者（心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害等）
⑦	高次脳機能障害者

⑧	発達障害者
⑨	難病者・重度心身障害者等
⑩	乳幼児・児童（0歳～9歳）
⑪	その他支援が必要と思われる人（妊産婦・外国人等）

理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人なども挙げられます。

## 7 要配慮者の特徴

要配慮者には、適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があります。  
その特性は個人差も大きく程度も千差万別ですが主な特徴などは次のようなものです。



区 分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高 齢 者	一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力での行動ができない。 自分の状況を人に伝えることが困難。	ストレッチャーなどの移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。 自分の状況を人に伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
身 体 障 害 者	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達および状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害者 言語障害者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況などを言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車イスなどの移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	車イス、ストレッチャーなどの移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。



区 分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
知的障害者	自分で危険を判断し行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障害者	災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人および援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 医療機関との連絡体制が必要。
高次脳機能障害者	記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあるため、状況の把握や自分で判断して避難することが難しい。	避難経路、避難場所などは具体的に簡潔に伝え、必ず誰かが付き添うようにする。
発達障害者	災害発生時のように、いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりする傾向がある。	例えば、自閉症の人は、とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取ることができないことが多いことから、文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡潔・穏やかな声での話しかけをするほか、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させて、一人にはしないよう気を付ける。
難病患者 重度心身障害者等	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	車イス、ストレッチャーなどの移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。

乳幼児・児童	危険を判断し行動する能力はない。4～5歳を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 被災により保護者などが養育することが困難な場合の対応が必要。
外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。



## 8 避難行動要支援者支援の体制整備

### ① 基本的な考え方

災害発生時において避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者のそれぞれの状況により障害の内容や、程度などに応じた的確な支援が必要となります。

このため、地域においては、避難行動要支援者の状況把握や、自主防災組織など地域住民同士による支援体制づくりなど、平時からの取り組みを進めていくことが基本となります。

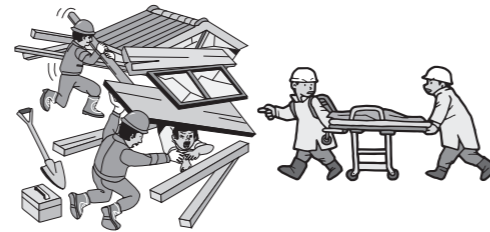
多くの避難行動要支援者が入所している社会福祉施設等（社会福祉施設、介護老人保健施設、病院）は、施設利用者の安全確保など適切な対応を図るため、平時から防災体制の整備に心がける必要があります。

また、災害発生時に被害を受けなかった場合には、行政と連携することにより、避難行動要支援者支援の拠点となることが求められています。

阪神・淡路大震災の事例で家屋の下敷きになった人などの約8割が地域住民などの手で救出されております。

災害発生後、行政、消防及び警察などによる支援体制が整うまでには一定の時間を要するため、災害発生直後における要配慮者に対する支援については、自主防災組織など地域住民による対応が極めて重要です。

このため、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難を実施するため「避難行動要支援者名簿」を整備し、避難支援者と情報を共有し、また、このプランを実効性のあるものとするために、地域の自主防災組織などの地域防災力の向上を図っていくことが必要です。



# 避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者を地域で支え合いましょう

キーワードは

# 地域の連携

### ② 支援体制

災害時には、膨大な災害関連業務が発生することが予想されます。

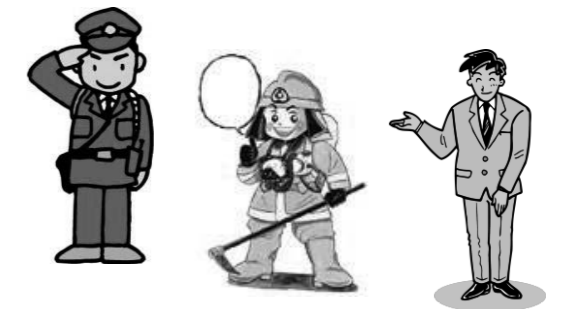
そのような中においても、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、避難行動要支援者にかかる情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるようにしておきます。

### ③ 関係団体等との協力関係

災害時には、警察、消防、県保健福祉事務所などの行政機関や自主防災組織、行政区、登米市民生委員・児童委員、登米市身体障害者相談員、登米市知的障害者相談員などの各相談員、登米市社会福祉協議会、市内各地区老人クラブ、障害者団体などの福祉関係者や関係団体が協力して避難行動要支援者の支援にあたることとなります。

特に、人工透析を受けている方、在宅で酸素吸入している方などは、医療行為が受けられなくなると生命にかかわることから、市内（地域）の医療機関との連携を図ります。

このため、日ごろから、これらの団体等が連携をとり、災害時における協力体制を確立しておきます。

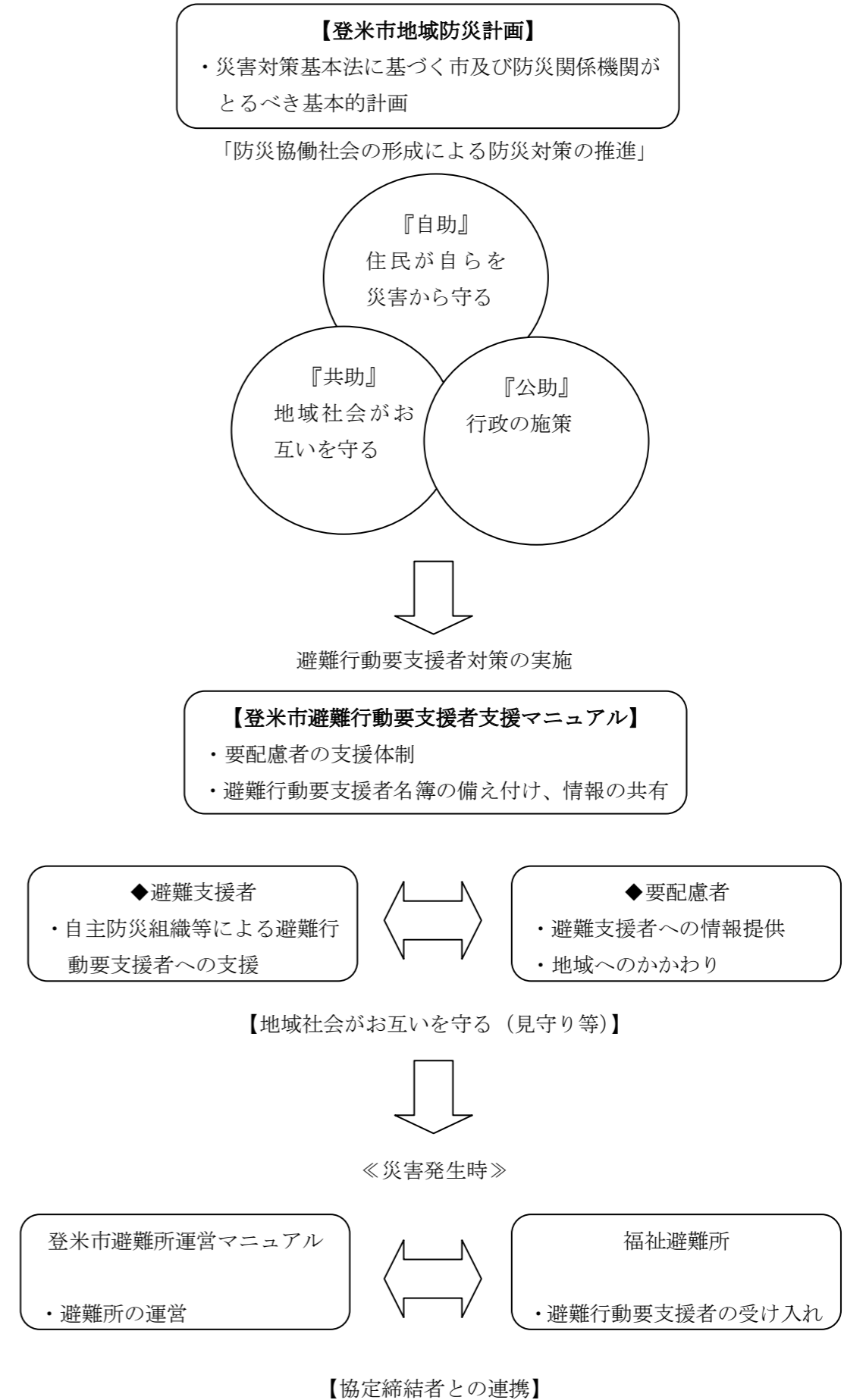


#### ④ 広域応援体制

災害の規模によっては、地域全体が被災し、登米市のみでは円滑な避難行動要支援者支援を行うことができないこともあるため、大規模災害時における応援協定等（宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請）により他の市町村などとの広域応援体制を確保します。



【登米市避難行動支援者支援マニュアルの体系図】



# 第2章 平時の対策

## 1 避難行動要支援者の所在把握と情報の適切な管理

災害時において、避難行動要支援者の所在や安否を確認し、適切な援助を迅速に行うために、平時から所在や実情を把握しておくことが必要で、登米市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿を整備します。

本人からの同意が得られた場合は、平時から自主防災組織などの避難支援者へ情報を提供します。個人情報に十分留意しながら避難支援者が実情を把握します。

### ①避難行動要支援者の所在把握の方法

避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援者と情報を共有することにより、平時における事前対策の検討や防災訓練への反映も可能となり、また、災害発生時には、避難行動要支援者への支援のために有効活用することができるようになります。

災害発生直後の避難行動要支援者に対する支援は、家族や地域住民が中心となることから、地域住民同士が助け合うことができるよう、日ごろから地域における避難行動要支援者の状況を地域住民が把握し、地域全体でバックアップできるような体制を防災訓練などにより整備をしておきます。

このため、行政区（町内会・自治会）などにおいて、避難所や災害時の危険箇所、避難行動要支援者の住居などについて住民等が協力し合って確認し、自主防災組織、民生委員・児童委員を活用した防災マップなどを作成します。

### ②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

登米市地域防災計画に定める名簿登載者の要件

- ・要介護認定3～5を受けている方
- ・身体障害者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・上記以外の市の生活支援を受けている難病患者
- ・上記以外で自主防災組織・行政区が支援の必要を認めた者

\*避難行動要支援者名簿（様式①）

\*避難支援者への情報提供の同意の有無（様式②）









### ③個別計画の作成

避難行動要支援者に関する情報をもとに、自主防災組織等の避難支援者の協力を得ながら個別計画を作成します。

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、災害時にそれぞれの避難行動要支援者の状態に合わせた支援が必要となることから、避難行動要支援者本人や家族も計画づくりに積極的に参加し、避難支援者、避難所、避難方法等について自主防災組織等の避難支援者などと連携し、地域の実情に応じた支援が円滑に受けられるよう個別計画を作成します。

策定した個別計画については、本人の同意が得られた範囲（防災関係部局、自主防災組織等）で情報共有します。

#### ※避難支援者とは

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難を支援し、避難行動要支援者を避難所などまで誘導する役割を担います。あらかじめ、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化しておくことが重要です。

#### ○避難行動要支援者の日常生活パターンの把握

- ・避難行動要支援者を取り巻く状況（家族構成、同居者、近隣住民の状況等）
- ・日中の行動パターン（通学、通勤、通所、通院状況等）
- ・家庭の行動パターン（自宅での居場所、寝室の位置等）

#### ○緊急時の情報伝達手段の検討

- ・本人、家族、避難支援者等の連絡先
- ・訪問、電話、メール、FAX等の伝達手段

#### ○避難誘導方法

- ・人的協力体制（避難支援者）
- ・避難誘導先（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）
- ・避難誘導手段（福祉車両、移動用具等）

### ④個別計画作成にあたっての留意事項

避難行動要支援者本人においては、個別計画が作成されたからといって、必ず助けられると思いついて待っているだけではいけないこと、自ら周囲の人々と良好な関係を築いていく必要があること、避難支援者にもどのような事情が発生しているか分からないため、避難支援者の責任を問うことはできないことを理解しても

らう必要があります。

また、台風などが接近する前に自主的に避難したような場合は、避難支援者に不在を連絡するといった相互連絡も必要になることを理解してもらう。

東日本大震災の教訓を踏まえ、避難支援者の危険を極小化する取り組みが必要なことから、避難支援者の到着を待たずに、隣近所同士が積極的に声がけをし、速やかな避難を実施することや、避難行動要支援者が既に避難した家庭においては、例えば、カードに「避難済」「○○避難所へ避難」（この場合には、犯罪に悪用されないよう配慮する）と表記した情報連絡カードを玄関に掲げるなど地域で定めた方法により、避難したことを明示する方策を取り、避難支援者の滞在時間を最小限度にとどめる方策も必要です。

個別計画の策定は、地域における避難支援者が主体となって、本人及び家族との話し合いにより行います。

避難支援者のほか、必要に応じて、福祉関係者、主治医等とも連携を図り計画を策定することとなりますが、避難ルートの選定など具体的な支援内容については、避難行動要支援者本人を含め関係者間で十分に話し合っておくことが重要です。

\* 個別プラン様式（様式③）

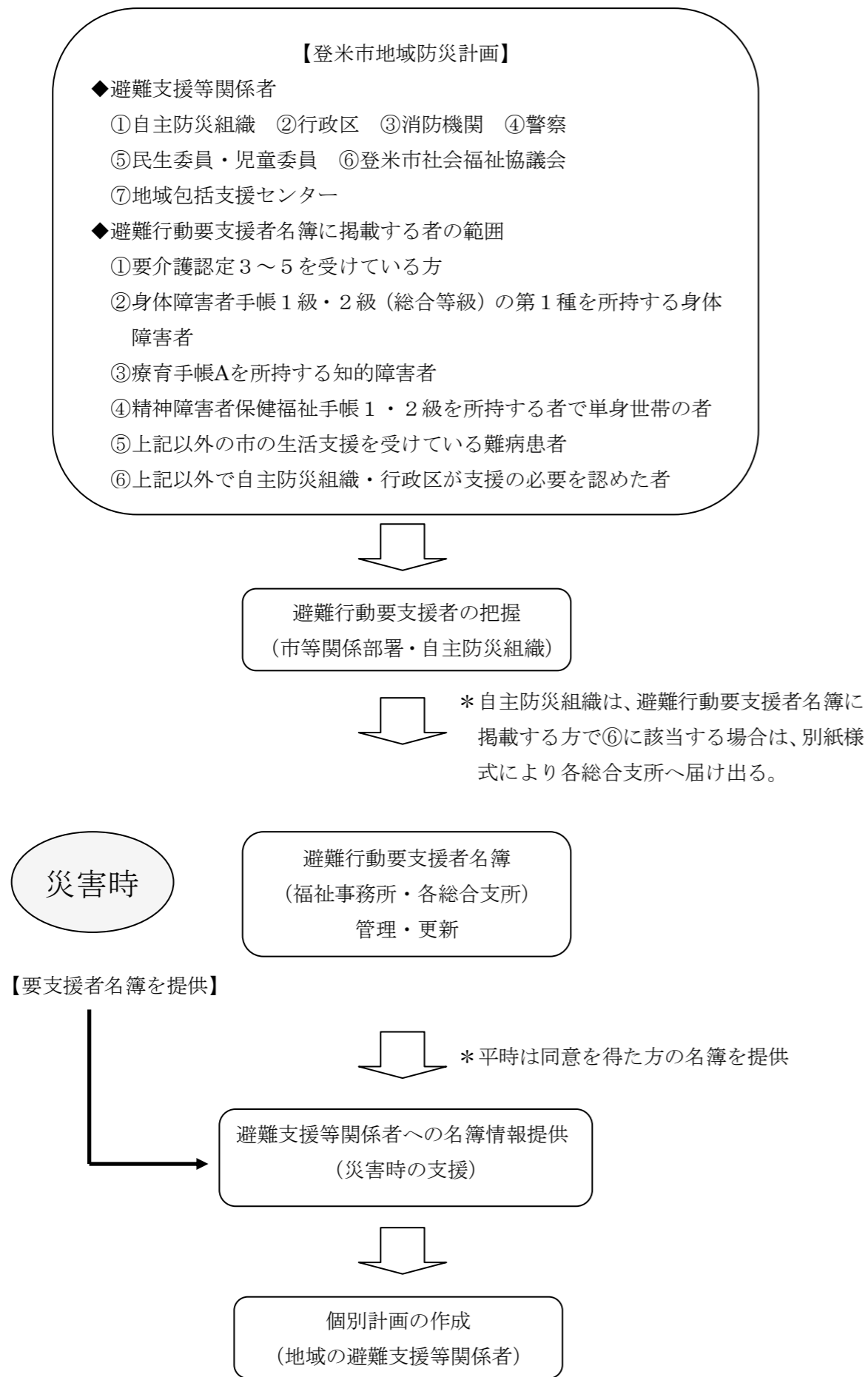
\* 避難行動要支援者名簿の流れ

\* 自主防災組織による避難行動要支援者名簿掲載様式（様式④）

\* 情報連絡カード（参考例）



【避難行動要支援者名簿の流れ】



様式④

平成 年 月 日

登米市長様

住所

自主防災組織

代表

印

災害対策基本法第49条に基づき、下記避難行動要支援者を登米市避難行動要支援者名簿への掲載を申請いたします。

記

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分 <input type="checkbox"/> 手帳保持 障害名 ( ) 等級： <input type="checkbox"/> その他 <b>【特記事項】</b>		
電話番号		FAX 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
その他			

添付書類

避難支援者への情報提供に関する同意の有無

## 災害時情報連絡カード

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
電話番号		FAX 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
今、支援してほしいこと			
避難所	避難済み 場所 ( ) 移動した日時 年 月 日 午前・午後 時ごろ だれと ( )		
連絡事項			

災害時に避難支援者への連絡用

### ⑤情報の共有と管理

把握した避難行動要支援者に関する情報は、登米市地域防災計画に基づき管理します。

名簿情報の管理については、情報の漏えいを防ぐため紙の台帳としたうえで、名簿情報を受ける方は避難場所となる公民館などで、施錠できる金庫や棚に保管し情報を厳重に管理するとともに、要配慮者に関して知り得た秘密を漏らさないものとします。

ただし、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとします。

避難行動要支援者情報は、定期的に総合支所市民課、福祉事務所生活福祉課で更新し、管理するものとします。

避難行動要支援者情報を更新した場合は、共有する避難支援者の情報も更新するものとします。

## 2 避難誘導、安否確認などの支援体制づくり

災害発生直後に、行動などに制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族のほか、避難支援者、近隣住民や自主防災組織の積極的な協力が必要です。

また、被災者の安否確認などを市が中心となっていく際には、避難行動要支援者のプライバシーを確保しながら、避難支援者や地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健活動推進員、福祉活動推進員などの協力を得ることとします。

### ①関係機関との役割分担

災害時の避難誘導、安否確認などを適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、自主防災組織、行政区(自治会・町内会)など、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉活動推進員、保健活動推進員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携を図り、災害発生



時に、具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や、各機関が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法などについて、共通認識を持っておきます。

東日本大震災では、一人の避難行動要支援者の安否確認を複数の関係する方が行っていたことから、今後は安否確認を行う場合は、避難済みの目印として玄関先等、目のつく場所に確認済みの情報連絡カードを表示するなどの重複確認防止対策を講じます。

#### ◎自主防災組織

災害時要援護者登録制度登録者の安否確認、救助、避難誘導活動  
安否確認などの情報連絡、初期消火活動。

#### ◎行政区（自主防災組織未組織）

災害時要援護者登録制度登録者の安否確認、避難誘導活動  
安否確認などの情報連絡

#### ◎民生委員・児童委員

災害時要援護者登録制度未登録者の安否確認、避難誘導活動  
安否確認などの情報連絡、避難所での担当地区要援護者の安否確認

#### ◎社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティア申し出の受付、被災者などからの支援要請の受付、NPOみやぎ災害救援ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティア団体の連絡・調整、ボランティア派遣計画作成・調整

#### ◎地域包括支援センター

総合支所、居宅介護支援事業所などと連携し、要援護者の安否確認や避難情報の収集と提供

#### ◎保健活動推進員

自主防災組織と連携して災害時要援護者登録制度登録者の安否確認、避難誘導活動

#### ◎福祉活動推進員

自主防災組織と連携して災害時要援護者登録制度登録者の安否確認、避難誘導活動

#### ◎消防団

登米市消防団地震災害活動計画に基づき、出火防止の呼びかけ及び初期消火、

人命救出活動、避難の誘導、適格な情報収集と報告など市民と一体となった活動

### ②避難誘導の支援体制整備

在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要です。

自主防災組織が組織されている地域においては、自主防災組織を中心として、避難行動要支援者の避難計画（個別計画）の作成や訓練の実施などを行うことにより、支援体制整備を図ります。

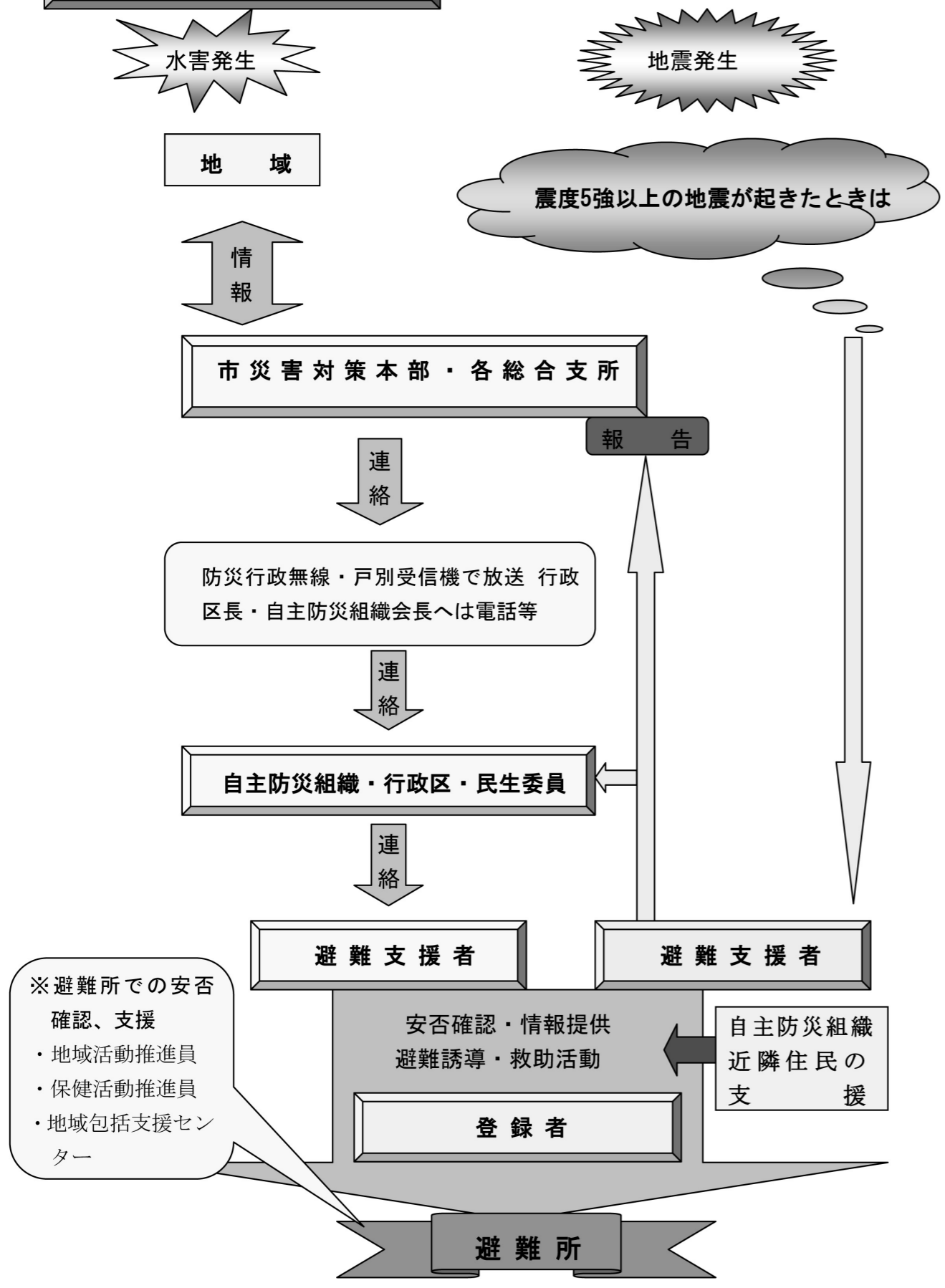
また、避難行動要支援者自身からも、災害発生時における助力を地域住民に積極的に依頼するなど、地域住民との協力体制を構築するよう働きかけていきます。

さらに、避難所などの所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、外国人でも分かるよう外国語による表示やひらがな、カタカナ表記もするなどの配慮に努めていきます。





## 避難までの流れ



## ③安否確認情報の収集体制

市の社会福祉施設などについて、どのような施設であるか、利用者はどれくらいかなどの情報を把握しておくとともに、日ごろから協力関係をつくることにより、災害発生時には各施設から安否確認情報が得られるよう体制を整備しておきます。

また、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの提供を受けている在宅の避難行動要支援者やグループホームなどで生活している避難行動要支援者の安否確認情報についても、介護支援事業所等との連携により、入手できる体制を整備し、高齢者や障害者などについては、関係団体（障害者団体、患者団体、老人クラブなど）による安否確認も併せて行うことにより、確認もれを防ぐことができるため、日ごろからこれらの関係者などと連携を図っておきます。

さらに、外国人が、勤務、滞在する企業、ホテルや旅館などからも情報が得られるよう連携を図り、外国人が勤務する会社などを事前に調査しておきます。

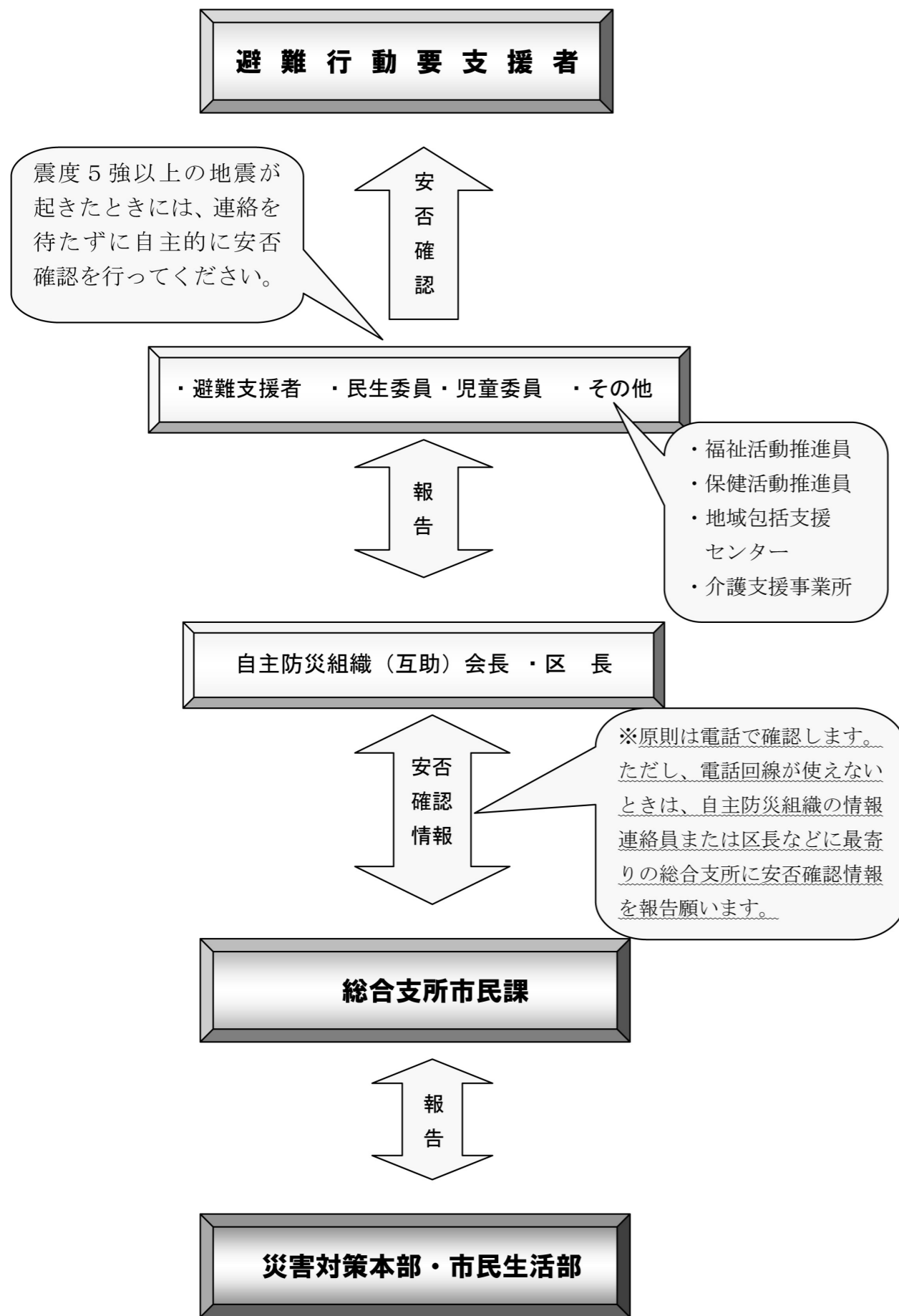


## ④安否確認情報の流れ

災害時に自主防災組織会長（区長）が把握した要援護者の安否確認情報の報告手段である電話などの通信回線が使えなくなるおそれがあります。

また、同時に災害現場が混乱し報告ができない状況になることも想定されます。

市では、安否状況を迅速かつ的確に把握するため、避難支援者の皆さんや民生委員児童委員、地域包括支援センターなどには、震度5強以上の地震が発生した場合は、市からの連絡を待たずに自主的に安否確認に努めていただく流れにしております。



### 3 地域コミュニティと防災意識の醸成



災害発生直後の避難行動要支援者への地域住民の支援については、平時における近隣との関係の差異が初期救援の明暗を分けるとされており、日ごろから避難行動要支援者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ることが重要です。

また、市は避難行動要支援者本人や家族、社会福祉施設などの管理者などに対し、防災知識の普及、啓発に努めるとともに、自主防災組織による避難行動要支援者対策も含めた防災訓練を実施していきます。

#### ①避難行動要支援者およびその家族に対する周知

災害発生時は、近隣すべてが被災者という状況であり、周囲の人と協力して自分の身は自分で守ることを基本として、必要な準備について、避難行動要支援者本人や家族に対し周知します。

外国人に対しては、日本の災害の特徴および災害発生時の対応、避難場所などを記載したパンフレットなどを多言語で作成し、外国人登録申請時に配布・説明するよう努めるなど、情報提供に努めます。

避難行動要支援者などの準備としては、まず、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応、必要とする支援」などについて、周囲の人たちに的確に伝えることができるよう防災カードを常に携帯するなどの準備をしておくことが大切です。

また、家具の固定や、ガラスが割れて飛び散らないようフィルムを貼るなどの家の中の安全対策をすすめ、非常持ち出し品として最低3日間分程度の食糧や飲料水のほか、必要な介護用品、粉ミルク、医薬品などを準備しておきます。

#### ②地域住民に対する周知



地域における防災力の向上を図るため地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに、避難行動要支援者への対応方法などについても登米市広報、防災チラシや民生委員・児童委員などを通じて周知を行います。



また、外国人の雇用の多い事業所に対して、防災に係る研修会を開催するなど、事業所内での防災教育の実施を促していきます。

さらに、日ごろからコミュニケーションを図り、自宅の家具の固定などが自力でできない避難行動要支援者に対しては、代わりに固定するなど、互助意識をはぐくみ、地域住民同士の支援体制を整備します。

### ③社会福祉施設などとの連携

社会福祉施設などと地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員などが参加して、避難行動要支援者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防災訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導の援助訓練を行ったりするなど、平常時の防災訓練時から連携を図り、相互援助の体制整備を推進します。



### ④避難行動要支援者対策を含めた防災訓練

地域で実施する自主防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れ、平常時から準備しておく必要があります。

その際、消防関係者（消防署、消防団、防災課）やボランティアなどの参加・協力を得ることも効果的です。



#### 【避難場所までの避難訓練】

避難行動要支援者に対する支援を的確に行うため、避難行動要支援者と避難支援者が参加して防災訓練を行い、個別計画における留意点などを確認しておきます。

特に、視覚障害者の場合は、避難場所までの経路を歩いて確認することが有効であり、また、車イスでの移動が必要な場合、避難場所までの間に通れない場所がないかなども確認しておきます。

東日本大震災では、橋の通行止め、道路の陥没、歩道のマンホールの隆起、液状化現象などにより通行止めが多く発生しました。このことから、通行止め等による迂回避難路の検討もしておきます。

#### 【災害図上訓練】

市の関係課職員で、地図を囲みながら災害想定を条件設定し図上訓練を実施し、災害時の要配慮者の情報収集や、各関係課の役割分担等について常に確認しておき

ます。

## 4 情報伝達手段の整備

避難行動要支援者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディキャップを負っているため、災害発生時に、迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要があります。

また、避難行動要支援者からの情報発信も可能なシステムを確保しておくこと、平常時における不測の事態への対応も可能となります。

## 5 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段としては、広報車、防災無線の活用などさまざまなものがあります。

東日本大震災では、長期期間の停電により防災無線の屋外子局の非常用バッテリー電源が切れたことから防災無線による情報伝達が、震災2日目以降できなかったことから、コミュニティエフエムに協力をいただき情報伝達を行ったところでした。平成26年度には、コミュニティエフエムを防災行政無線に替わる新たな情報伝達手段とし、全市域を可聴エリアとするため中継局の整備を行います。

今後、緊急告知ラジオの設置に向けて検討を行い、災害時の情報伝達手段として整備します。

また、緊急情報は音声（サイレン、放送など）による情報伝達が中心となるため、聴覚障害者への情報伝達には特に配慮が必要となります。聴覚障害者のコミュニケーションは個々によって異なるため、手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人にあった方法で伝える必要があります。

※ ファクシミリを利用した情報ネットワークの構築、外出先でも情報が入手できるよう携帯電話やインターネットを活用した情報受信システムを構築します。

なお、情報伝達の際には、判断能力が不十分な避難行動要支援者にも理解してもらえるように分かりやすい言葉を用いて、外国語による情報提供を併せて行います。

さらに、避難行動要支援者からの情報発信手段としては、声を出しにくい障害者の場合、緊急ホイッスルなどを携帯しておくこと、倒壊家屋に閉じこめられた場合などに、自分の居場所を伝えることができます。また、登米市においても、緊急通報装置（対象者が身に付け、緊急時に簡単な操作により自動的に受信センターへ通報が可能なシステム）の給付や貸与による体制づくりを進めます。





## 6 地域住民による情報伝達

災害発生時においては、電話やファクシミリなどの通信手段が寸断されることも予想されることから、そのような場合でも、避難行動要支援者が情報から取り残されることなく速やかに避難できるよう、自主防災組織や行政区（町内会・自治会）などにおいて、だれがだれに情報を伝えるかを決めておくなど、情報伝達手段を確立しておくことを指導していきます。

また、避難行動要支援者自身においても、緊急時に情報を提供してもらえ人、安否を確認してくれる人などを確保しておくように周知するとともに、地域における情報伝達訓練を実施することにより、災害発生時のスムーズな情報伝達を確保します。

さらに、外国人については、日本語能力の不足などにより円滑なコミュニケーションが困難な場合も予想されることから、外国人を含む地域住民や自主防災組織と協力して災害情報の伝達や防災知識の普及を図ります。

## 7 社会福祉施設等の防災体制整備

社会福祉施設など（社会福祉施設、介護老人保健施設、病院）では、多くの避難行動要支援者が生活しており、災害時には、自ら施設の被害を最小限にとどめ、利用者の安全確保に努めるための防災体制を整備するとともに、災害発生時には、在宅の避難行動要支援者の緊急受け入れ場所になるなど、地域にとって重要な役割を果たすことが期待されています。

### ①施設における防災対策

社会福祉施設などにおいては、施設自体の安全性を高める必要があります。

また、災害時に入所者や通所者の安全を守るためには、施設職員などの適切な対応が必要となるため、利用者の安全な場所への避難誘導、被災時における各職員の役割などを定めた災害時における各職員の対応マニュアルを作成するなど、施設職員の緊急連絡体制、役割分担などを明確にしておきます。特に、保育所などの通所施設では、災害発生時に利用者の保護者への引き渡し方法についてあらかじめ明確に定め、保護者に周知しておくことが望めます。

また、避難計画を策定し、防災訓練を定期的実施することにより、災害時に適切な対応ができる体制を整備する必要があります。特に、夜間などの職員体制が手

職場の防災会議を  
すすめよう。



薄になる時間帯における地域住民や自主防災組織と協力しての防災訓練（夜間想定訓練も含む）や、土砂災害危険箇所など、地域の特性に配慮した防災訓練を実施するよう指導していきます。

さらに、地域住民や自主防災組織、近隣の同種施設、消防機関などと協力して、利用者の実態に応じた協力が得られるような防災体制を整備し訓練を実施しておきます。

## 8 地域における施設の位置付け

社会福祉施設などは、在宅の避難行動要支援者の緊急受け入れ施設としての機能や福祉サービスのノウハウなどを有しており、これらを有効活用できるよう災害時における位置付けを明確にしておきます。

社会福祉施設などにおいては、災害時における地域住民との相互協力体制（地域の自主防災組織との応援協定締結など）について明らかにしておくとともに、他地域の社会福祉施設などとも連携を図り、応援職員の派遣などの協力体制を整備しておくことが望めます。

また、市においては、状況に応じて緊急一時入所などの措置が迅速に行えるよう、社会福祉施設などの施設機能を低下させない範囲内で避難行動要支援者を優先的に受け入れてもらうために、あらかじめ協定を締結して体制整備を図っておきます。

## 9 必要物資の備蓄

一般的に、3日分の食糧などは自分で確保することが必要であると言われていますが、社会福祉施設などにおいても、最低3日間の施設運営が維持できるよう物資の備蓄を行うことを指導していきます。

さらに、市が災害時に緊急に避難行動要支援者の受け入れを依頼する予定の施設などにおいては、災害発生時のために食糧、飲料水、日常生活用品などのほか介護用品や医薬品などの備蓄の確保をお願いします。

また、市では上記の必要物資については、関係する事業所などと協定書を締結しておき災害時に必要物資が確保できるように備えておきます。



## 10 避難施設の整備等

災害発生時においては、避難行動要支援者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになりますが、避難所の構造や設備の面で避難行動要支援者への配慮が十分であるとは限らないために、避難所生活をする上でさまざまな問題が生じることがあ

ります。

また、避難所における避難行動要支援者への情報伝達方法や、食糧・日常生活用品・介護用具の不備などの問題点も生じやすくなります。

このため、避難施設や避難生活に必要な物資などを整備するとともに、福祉避難所の指定や、緊急入所などで協力を求めることになる社会福祉施設などと連携を図っていきます。

東日本大震災の検証結果、長期間の停電による避難所の電源確保が課題に挙げられました。

このことから、主要避難所には発電機、投光器などを整備しました。また、平成25年度、26年度の2カ年事業として、町域の集約的避難所として比較的大人数が避難できる、体育館、公民館に太陽光発電システム、蓄電池設備などを整備します。

### ① 避難施設や必要物資等の整備

避難所での生活は、多くの被災者による共同生活であり、避難者は不便な状況の中で慣れない生活を営むこととなりますが、避難行動要支援者にとっても、さまざまな制約を強いられることとなります。

このため、避難行動要支援者に配慮した生活環境を提供するため、避難所については、できる限り段差を解消したり、障害者用トイレを設置するなどのバリアフリー化を図ります。

また、食糧や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、避難行動要支援者に配慮することとし、おかゆや粉ミルクなどの非常食や紙おむつ、車イス、簡易トイレなどの必要物資が、備蓄や協定の締結などにより速やかに調達できるような体制を整備しておきます。

東日本大震災では、食料や飲料水の備蓄を行っていたものの想定を超えた避難者人数だったことから、市では、東日本大震災の被災者を基本として現物備蓄品の見直しを図ったところです。また、流通在庫方式の備蓄についても検討します。

### ② 情報伝達手段の確保

避難所において、避難行動要支援者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したりコミュニケーションを確保することが重要になってきます。

このため、避難行動要支援者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、各避難所には最低限、掲示板、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリなどを設置します。

さらに、登米市国際交流協会と連携し、外国人のための通訳・翻訳協力者や手話通訳者、通訳ボランティアなどを調査し、日ごろから連携を図り、災害時に協力を求める体制づくりを進めておきます。

市単独では、人材の確保が難しい場合もあることから、県に通訳ボランティアなどの養成や人材情報の共有化などの体制整備を図るよう依頼していきます。

## 11 福祉避難所の指定

避難所に避難した避難行動要支援者のうち、避難所での生活に支障をきたす場合に、相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した「福祉避難所」をあらかじめ指定しておくとともに、一般的な避難所から福祉避難所への移送についても、対象者、時期、移送方法などについて協定書に基づき定めています。

東日本大震災では、福祉避難所として計画していた介護施設に、県の依頼により定数を超えた被災者を受け入れたことから、福祉避難所の開設が遅れてしまいました。このことから、今後は介護施設等との連携を図り、早期の開設が行える体制を整備しておきます。



## 12 自主防災組織、ボランティアとの連携

災害発生時において、被災地でまず必要となるのは、自主防災組織を中心とした地域での助け合いです。また、近年の大規模災害においては、各地から多くのボランティアが駆けつけ、多彩な活動が展開されていることから、避難行動要支援者への支援にあたっては、ボランティアが有効に活動できるよう、体制を整備しておきます。

### ① 自主防災組織との連携

災害時における応急活動が最大限の効果をあげるためには、地域住民の防災組織である自主防災組織に求められる役割は非常に大きなものがあり、東日本大震災で実証済みです。

特に、発災初期においては、市による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することは避けられないため、地域住民が相互に協力して避難行動要支援者の





救出、避難誘導などにあたる必要があります。このため、自主防災組織の結成されていない地域にあっては、自主防災組織の整備を促進して行きます。

また、避難行動要支援者自身においても、発災時に自主防災組織の援助が受けられるよう、日ごろから行政区（町内会など）の地域社会と交流を図り、コミュニケーションを密にしておくことなどを周知して行きます。

## ② 福祉ボランティアとの連携

阪神淡路大震災以降、災害ボランティア活動の重要性が認識されており、被災した不安定な日常の中で、避難行動要支援者に対する継続的な日常生活支援、避難行動要支援者固有ニーズへの対応などを行う福祉ボランティアの役割は大きいと考えられます。

こうした福祉ボランティアを円滑に受け入れ、各場面でその力を有効に発揮できる体制づくりのため、登米市社会福祉協議会などと連携を図り、登米市災害ボランティアセンターの開設によるボランティアの受け入れや調整など、活動支援のあり方について明確にしておきます。

また、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、外国語の通訳者、心理カウンセラーなど専門的な技能を持ったボランティアが確保できるよう登米市社会福祉協議会などと連携してボランティア登録を進め、関係団体やボランティア団体からの派遣の協力が得られるよう体制の整備をしておきます。



# 第3章 災害発生時の対応

## 1 避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集

災害発生時において情報が不足することは、被災者の不安をいっそう募らせることとなるため、多くの人々が被災した状況においても、避難行動要支援者に的確な情報を伝え、自主防災組織などの地域住民同士の助け合いにより、個別計画に基づき避難所へ誘導することが必要です。

## 2 避難行動要支援者への避難情報の伝達

災害が発生し、あるいは、発生する恐れのある場合には、あらゆる手段を活用して地域住民に対し、危険を知らせ、迅速な避難ができるよう情報を伝達することが必要です。

この際、電話回線の混雑や停電などによる通信手段の途絶などにより、情報通信機器を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性もあるため、人的手段を併用することが有効となります。

このため、自主防災組織などの地域における支援体制を活用して、避難行動要支援者の避難などが容易に行えるよう、災害の状況や住民がとるべき措置について情報を伝達するとともに、避難行動を支援します。

## 3 避難行動要支援者に対する避難誘導

発災直後の避難行動要支援者の救出や避難誘導は、地域における住民の手によるほか方法はありません。

このため、行政が機能するまでの間は、自主防災組織などの地域住民による支援体制を活用して、避難行動要支援者の個別計画に基づき避難誘導を行うこととなります。

また、多人数の避難行動要支援者が生活している特別養護老人ホームやグループホームなどに対する自主防災組織など近隣住民による避難行動の支援も必要となります。



## 4 避難行動要支援者の安否確認情報の収集

市は、事前に把握した避難行動要支援者の所在情報などに基づき、迅速に安否などの状況を確認する必要があります。このため避難所に避難してきた避難行動要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた地域住民などから、避難行動要支援者の避難の状況や家屋倒壊などにより救助が不可能な避難行動要支援者が取り残されていないかなどの情報を収集します。

特に、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者など緊急の対応を要する避難行動要支援者の安否確認は、関係機関（医療機関、保健所など）や関係団体などと協力し、速やかに行う必要があります。

また、社会福祉施設などにおける被害の状況についても把握するとともに、一時入所などの受け入れが可能かどうか確認します。

さらに、被災により保護者が監護などできなくなった要保護児童の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設などへの受け入れなど、必要に応じて対応します。

## 5 生活関連情報等の提供

災害発生後の情報の不足や情報提供の遅れは、いっそうの不安感を募らせるため、正確な情報を迅速に提供する必要があります。避難行動要支援者が必要とする情報は、時間の経過に伴い刻々と変化していくことを踏まえ、どこに行けばどのような物資が入手できるかなどの情報を、ニーズに即して掲示板などにより提供していきます。

### ○提供する情報例

- ・災害発生直後に必要な、避難所、避難所への安全な経路、家族の安否などの避難に関する情報
- ・食糧・飲料水、介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手方法に関する情報
- ・保健・医療・福祉サービスなど生活支援情報
- ・罹災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況などの情報

## 6 避難所の運営における支援

災害時には、自宅に被害を受けた人があらかじめ指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することになります。避難所での生活は生活環境が急激に変化するため、避難所運営においても、避難行動要支援者に対する適切な配慮が必要となります。

特に災害発生時期によって必要な支援も異なりますが、集団生活の中での各種感染症による病気の発生の防止など衛生管理面での支援については、特に重点的に支援していきます。

## 7 避難所の運営体制

避難所を開設するにあたり、バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入口の段差などを板などで解消し、車イスが通れる通路などの幅員を十分に確保する必要があります。

また、部屋割りにあたっては、和室や空調設備のある部屋を避難行動要支援者に優先的に割り当て居室とトイレを接近させるなどの配慮や、補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる場所の確保も必要となります。



さらに、環境の変化により精神的に不安定になる要配慮者の場合、避難所の住民とコミュニケーションが十分にとれず周囲とのトラブルの原因ともなるので、個室を確保するなどの配慮を要することもあります。

なお、詳細な運営体制については、登米市避難所運営マニュアルによります。

## 8 情報提供

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くことになるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにします。

なお、その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備します。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器などの音声によるものと併せて、掲示やビラなど文字による情報提供を実施し、避難行動要支援者にも情報が確実に提供できるよう配慮します。

なお、掲示物などについては、可能な限り、図やイラストを用いて、分かりやすい表示に努めます。

## 9 避難者のニーズへの対応

食料品については、できる限り柔らかいものを提供したり、乳児には粉ミルクを用意するなど、個々の避難行動要支援者のニーズに応じた供給ができるように努めます。また、車イスや簡易トイレなどの介護用具、おむつなどの生活用品についても可能な限り確保に努めます。

避難行動要支援者は避難所においてさまざまな支援が必要となることから、避難



所内での巡回相談や相談窓口の設置などにより支援ニーズを把握するとともに、医師や保健師など医療関係者により、健康状態や精神状態のチェックや、必要に応じて災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等に関する協定締結者と連携し福祉避難所への移送などを検討します。

外国人は言語や生活習慣、文化の相違から生活に大きな支障が出る恐れがあるため、必要に応じて通訳ボランティアなどの協力を得て、多言語による外国人専用の相談窓口を開設し、生活相談の実施やニーズなどの把握を行い、生活習慣、文化の違いに配慮した支援に努めます。また、外国人が医療機関で診療を受ける場合や行政窓口に行く場合には、通訳者の同伴などのサービスを提供するなどの配慮を行う必要があります。

国際交流プラザに常設している、外国人相談窓口を相談拠点として災害時の外国人からの相談に対応していただき、通訳ボランティアなどの避難所などへの派遣を依頼いたします。

## 10 被災した社会福祉施設等の対応

社会福祉施設などが被災した場合には、各施設において利用者の安否確認を行い、あらかじめ定めた施設ごとの避難誘導方法などに従って、安全確保のために迅速な避難誘導など適切な対応を行うとともに、必要に応じて入所者の状況を家族や関係機関に連絡します。



また、施設の被災状況を把握して、二次災害の発生防止対策を講じるとともに、被災状況によっては、入所者・保護者の意向を確認の上、入所者の緊急入所先などの確保や家庭への引き取りなどの必要な支援を行います。

社会福祉施設などの被災状況の情報収集を迅速に進めるとともに、被災施設などと連絡調整を行い、あらかじめ施設などで備蓄している物資では不足する場合の必要物資の調達などの支援を行います。

## 11 被災しなかった社会福祉施設等の対応

被災をしなかった社会福祉施設などにおいては、在宅の被災者の緊急入所の必要がでてくることが予想されるため、十分な食糧、飲料水、介護用品、医薬品などを確保し、迅速に提供してもらうよう依頼します。

また、被災した社会福祉施設などの職員の被害状況によっては、応援職員の派遣などの協力も必要になります。

## 12 福祉ボランティアとの連携

災害発生時には、市が実施する避難行動要支援者支援だけで十分に対応することは困難であり、福祉ボランティアに期待するところは大きいと考えられます。

各地から集まる福祉ボランティアの活動が有効に行われるためには、ボランティアの受け入れ体制を整えることが必要であるため、登米市社会福祉協議会などと連携をとり、登米市迫町北方字大洞地内に登米市災害ボランティアセンターを開設します。

また、福祉ボランティアのマンパワーを有効活用するためには、被災者のニーズを十分に把握することが必要であるため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉活動推進員、保健活動推進員などの協力を得て、避難所や地域を巡回したり、現場で被災者と接しているボランティアから情報を得たりして、避難行動要支援者のニーズを把握し、ボランティア活動の調整を行うことが必要になります。

また、避難行動要支援者の支援ニーズは時間経過とともに変化することから、ニーズの把握を継続して行うことも必要です。

## 13 要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策

### ① 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の整備



仮設住宅に入所できても、要配慮者にとって生活行動などに支障や制限されるような状態では、かえって要配慮者にとっては不便な生活環境となります。



- トイレや浴室に手すりの設置
- 敷居等にスロープの設置
- 車いすで使用可能なトイレスペースの確保および座高部便座の設置
- 完全車いす対応のバリアフリー住宅

要配慮者の生活環境は、災害前の生活圏内が望ましいが、応急仮設住宅の建設にあたっては、福祉仮設住宅の建設など登米市大工組合連合会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき「応急仮設住宅建設予定地」に設置する。

## 14 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の入居募集および入居決定

市は、応急仮設住宅の入居募集に当たり、要配慮者の特性に配慮した多様な広報手段を用いる必要があります。

また、応急仮設住宅の入居決定に当たっては、避難所での生活に困難が伴う要配慮者を優先することが必要であり、例えば、要配慮者の家族や避難支援者と組み合わせた入居決定を行うなどの弾力的な対応も必要です。

## 第4章 災害復興期における要配慮者支援対策



### 1 各種支援対策について

#### 各種保健福祉サービス等の提供

災害発生に伴い、要配慮者は一般の被災者と比較して、心身により大きな影響を受けている場合が多いと想定されます。

そこで、要配慮者が一日も早く災害発生前の状態に戻るよう、仮設住宅などにおいても、災害発生前に受けていた保健福祉サービスの継続提供が受けられるよう配慮することが必要です。



### 2 復興期におけるメンタルケアの実施

被災者は、災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活により、心的外傷後ストレス障害を負う可能性がある。とりわけ、要配慮者の場合は、その影響が一般の被災者と比較して大きくなることが想定されるため、災害復興期においても要配慮者の状態に応じた的確なメンタルケアを継続的に行う必要があります。

市では保健師、民生委員・児童委員などによる訪問、面接、相談を実施し現状の把握と不安、ストレスの軽減に努めるとともに、災害によるPTSD、ストレスに対する正しい知識と対処方法、相談機関などの情報提供を行います。

更に、専門家（精神科医師、臨床心理士、ケースワーカーなど）により相談窓口を設置し、各関係機関との連携をとりながらメンタルケアに取り組む体制を整備します。

### 3 要配慮者に対する生活再建支援

①要配慮者については、一般的に生活能力が低く、一般住民より手厚い生活支援策が不可欠です。自らの力では災害発生前の生活状態まで回復させることが困難であ

る者に対しては、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、生活再建に向けた必要な支援を行います。

②要配慮者が居住する住宅の再建については、一般の被災者比べて手厚い支援対策が求められます。

#### 4 生活再建に関する情報提供の支援



- ・新聞、ラジオテレビなどマスメディアを活用した情報提供。
- ・電話ファックス、インターネットなどによる相談も受け付ける相談所の開設。
- ・点字などの広報紙による情報提供。

要配慮者に対して生活再建に関する情報などについて積極的に提供します。

なお、情報提供に当たっては、手話を付加したり要配慮者に配慮した情報提供に努めます。

## 第2編 支援者編

# 登米市要配慮者支援の手引き

要 配 慮 者	①	65歳以上の一人暮らしの方・高齢者世帯の方
	②	在宅で寝たきり・認知症（おおむね要介護3以上）の方
	③	在宅の身体障害者 （肢体不自由 1級～2級、視覚 1級～2級、聴覚 1級～2級）
	④	知的障害者（療育手帳A・B）
	⑤	精神障害者（1級～2級）
	⑥	内部障害者（心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害等）
	⑦	高次脳機能障害者
	⑧	発達障害者
	⑨	難病者・重度心身障害者等
	⑩	乳幼児・児童（0歳～9歳）
	⑪	その他支援が必要と思われる人（妊産婦・外国人等）





# 第1章 地震に備える



## 1 情報の収集

障害のある方などに正しい情報を伝えたり、的確に支援したりするためには、何より支援者が正しい情報を把握することが大切です。また、障害のある方などの状況や意志などを的確に把握し、質問に答えられるよう、障害や心身の状態に応じて、メモ帳やホワイトボードあるいは緊急連絡（会話）カードを準備しておきます。

- ① ラジオ、テレビ、インターネットなどから情報を収集します。
- ② 防災行政無線など公的な機関から情報を得ます。
- ③ 消防署などへの災害状況の問い合わせは消防活動に支障をきたすので、緊急の場合以外は、電話を控えるようにします。

## 2 情報の伝達

何より、早く正しい情報を障害のある人に伝えるとともに確実に伝わっているかを確認することが大切です。



- ① 防災関係機関は、防災行政無線やコミュニティエフエムのほか、障害に応じファックスなどを使った緊急通報システムなどにより情報を伝え、回答の返送などにより情報が伝わったかを確認します。
- ② 隣近所や地域の自主防災組織の人は、日ごろから情報を伝えるよう心がけ、できる限り早く情報を伝えるようにしましょう（いざというときに情報を伝える人や方法を特定しておく、よりいいでしょう）。この際、正確に伝わったかを確認するようにします。
- ③ 友人・知人などは、ファックスなど、障害や心身の状態に応じてあらかじめ決めた連絡方法により、自らが得た情報を伝えるようにしましょう。
- ④ 家族は、情報を障害のある人などにも伝え、協力して災害に対応しましょう。
- ⑤ 流言飛語に惑わされることのないよう、情報を複数の媒体、複数の人で確認してから正しい情報を伝えるようにします。

## 3 外出時の情報収集と伝達

障害のあるかたなどと一緒に外出しているときは、支援者が正しい情報を収集したり、速やかに伝えられるよう準備しておきます。

- ① 携帯ラジオなどで情報を収集します。
- ② 公的機関の広報や放送などから情報を収集します。
- ③ 周囲の人から情報を得たり、伝えたりします。
- ④ メモ帳や緊急連絡（会話）カードを携帯します。





## 第2章 要配慮者への配慮

### ① 65歳以上の一人暮らしの方・高齢者世帯の方

#### (1) 65歳以上の高齢者の方のために

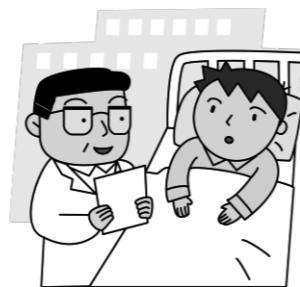
特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇人によって支援内容はさまざまです。	◆まず声をかけて、不安を取りのぞいてあげます。その後どのような手助けが必要か聞きます。
◇自力で動けない人がいたり、体力に自信がないなどの理由で避難できないことがあります。	◆あわてないようにまず落ち着かせ、その人の体力を見ながらゆっくり誘導しましょう。その際に手荷物などの持ち出し品は持ってあげます。



#### 要配慮者避難誘導時の留意点


##### 寝たきりや身体的に虚弱な高齢者

- ・毛布でくるんだり、防災ずきんなどで頭を覆うなど安全を確保し、おぶりひもでおぶったり、複数で抱えたり、車イスや担架を使うなど、高齢者の状態に応じた適切な方法で介助して、安全な場所へ避難させます。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯するようにします。
- ・家族などで避難させるのが困難なときは、隣近所など周囲の人に協力を求めます。



### ② 在宅で寝たきり・認知証（おおむね要介護3以上）の方

#### (1) 寝たきり（要介護3以上）の在宅の方のために

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇自分ひとりでは動くこと・避難することができません。	◆外から声をかけても、動けなくて出てこれなかったり、合図をおくることができなかったりすることがあります。 場合によってはドアを壊して助け出すことが必要になります。
	◆移動に車いす、ストレッチャーなどの移動用具が必要になる場合があります。 移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架などで避難をさせます。
◇日常と異なる状況により、混乱してしまうことがあります。	◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をします。  ◆冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにします。

#### 要配慮者避難誘導時の留意点


##### 寝たきりの高齢者



※寝たきりや身体的に虚弱、認知症疾患などの理由により、自力での避難や必要な情報を的確に把握し、行動することが困難な高齢者には、支援を必要とすることが多いと考えられますが、支援の内容は高齢者の状態によってさまざまです。このため、災害発生時には、上記のほか、それぞれの状態に応じて、前記(障害別事項)の該当項目を参照し、適切な支援に努めます。

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

## (2) 認知症（要介護3以上）の症状を有する在宅の方のために

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。</p>  <p>◇自分で判断し、行動することが困難です。</p> <p>◇自分の状況を伝えることが困難です。</p>	<p>◆パニックになってしまうと大声をあげたり、予期しない行動をとる可能性があります。しかし、しっかりとすることは決してしないようにします。</p> <p>◆身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合があります。しっかりとすることは決してしないようにします。</p> <p>◆見守り・声かけによる避難誘導が必要です。</p> <p>◆医療・介護関係者や家族などとの連絡体制が必要です。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

### 要配慮者避難誘導時の留意点

#### 認 知 症 高 齢 者

- ・努めて冷静な態度で高齢者に接し、行動します。
- ・大きな声で、机の下などにもぐったり、転倒しやすい家具から離れたり、頭を守るよう指示し、手を引いて誘導します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。また、状況を簡潔に説明して高齢者を安心させ、落ち着かせるようにします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり、しっかりとしないようにします。
- ・激しい興奮状態が続くときは、家族が必ず付き添って他の人から離れたところで様子を見るようにします。

## ③ 在宅身体障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害）の方


### (1) 肢体の不自由な方のために

肢体不自由の範囲は大きく上肢、下肢、体幹に分かれます。

体幹とは体のバランスを保てなく座ってられない、また立ち上がるのできない障害をいいます。

上肢障害は手を自由に使える方が少なく、落下物に対して無防備になってしまいます。下肢障害は車いすや杖による移動が主で道路や床に物が散乱したところでの移動が困難です。下肢、上肢を合わせ持った全身性障害の方もいます。



特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇歩行に障害がある場合、移動が困難です。</p>  <p>◇まひなどで言葉が不自由な人は「助けて」と言うことや、困っていること、支援してほしいことを相手に伝えることが困難です。</p>	<p>◆どのような支援を求めているかを聞き取ります。移動に車いす、ストレッチャーなどの移動用具が必要になる場合があります。移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架などで避難をさせます。</p> <p>◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をします。</p> <p>◆車いすに乗った人を誘導するときは、いすの幅（約90cm）が必要になりますので、気をつけて避難路などを考えておきます。また、段差や坂道などではゆっくり安全に移動させます。</p> <p>◆言葉が不自由な人の話は、決してせかさず、ゆっくり聞いてあげます。</p> <p>◆筆談などの総合的なコミュニケーションによりどのような支援を求めているかを正確に把握します。</p> <p>◆外から声をかけても、動けなくて出てこれない場合があります。場合によってはドアを壊して助け出すことが必要になります。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 肢体不自由な方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇自力で移動が困難な人は、頭を覆うようにして、できる限り出入口に近く、家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させます。</p> <p>◇火災の発生に気付いたら、自力で移動が困難な人に知らせ、ガラス類の破片や物の落下などに注意しながら、できる限り低い姿勢をとらせて、煙に巻かれないようにおぶったり、担架に乗せるなどにより外に脱出させます。</p> <p>◇脱出後は、できる限り安全な場所に待避させた後、隣近所に知らせ、互いに協力しながら初期消火と119番通報をします。</p>	<p>◆障害のある人を見かけたら、声をかけ、必要な援助を行ったり、必要な場合は安全な場所へ誘導します。</p> <p>◆移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関（消防署）などに保護を申し出るよう伝え、依頼があれば誘導します。</p>



## (2) 目の不自由な方のために

特徴	支援のポイント
◇災害時に備えて近所づきあいをしようと思っても、目が見えないために自分から声をかけることができません。	◆声をかけないと本人にはわからないので、支援者の方は普段から積極的に声をかけるようにします。
◇災害状況が分からないため、危険の度合いが分からず、とても不安であり、危険です。	◆目が見えなくて困っている人、助けを求めている人を見たら、声をかけ、危険があるかないかをいち早く伝え、不安を和らげてあげます。
◇自分ひとりでは動くこと・避難することができません。	◆避難誘導をするときは、ひじの上を握ってもらい、歩行速度に気をつけながら支援者が先に立って誘導をします。
◇災害時には認知地図が使用不能となっている場合がある。	◆誘導時に階段などがある場合は、一段一段伝えながら、段差に気をつけて安全に誘導をします。
	◆行き先や方向、障害物などの有無を伝えながら、安全に誘導をします。
	◆文字情報などから取り残されてしまいますので、できるだけ声をかけ、情報を伝えます。

※ 上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。





## 要配慮者避難誘導時の留意点



### 目の不自由な方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇すばやく机の下などにもぐるか、座布団などで頭を守るよう指示します。</p> <p>◇家の中などの状況を伝え、家具の転倒、落下物、ガラス類の破片に注意しながら、家の中の安全な場所へ誘導します。</p>	<p>◆障害のある人を見かけたら、声をかけ、まわりの状況を伝え、安全な場所へ誘導します。</p>



ガラス類の破片に注意

#### ◎誘導する際の留意点

自分の肘の上を視覚障害のある人に片手でつかんでもらい、歩行速度に気を付けて歩きます。

決して後ろから押したり、手を引っ張ったり、肩や白杖をつかんだりしないようにします。

段差や障害物のあるところでは、声で伝えるようにします。

### 盲導犬、聴導犬、介助犬使用者への留意点

建物の倒壊や落下物により、道路の歩行が困難な場合、給付元の団体などに、一時、盲導犬、聴導犬、介助犬を預けるように指示します。



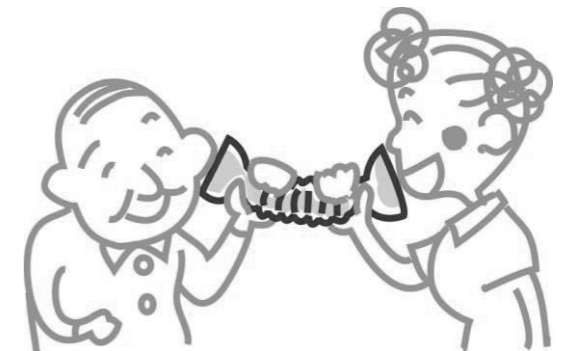
## (3) 耳の不自由な方のために

聴覚障害者といっても、様々な方がいます。一般的には、ろう者(幼少時より重度の聴覚障害のある方。手話を母語とする方が多い。)難聴者(軽度～重度まで。)中途失聴者、老人性難聴者など。

また、ろう者の場合は「ろう文化」という聞こえない人固有の文化があると主張される方もおります。外国人と日本人が違うように、生活様式や考え方の違いはあることを知っておきます。

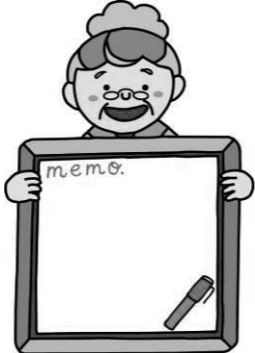
特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇周囲で話していることが分からないので、コミュニケーションをとりにくいことがあります。</p> <p>◇必ずしも手話ができるわけではありません。</p>	<p>◆手話が使えなくても、筆談や身振り、手振り、手のひらに指で字を書くなどして情報を伝えます。また、正面から顔をあわせ、口をゆっくり大きくあけて話すと、唇の動きを見てもらうなどして総合的にコミュニケーションをとります。</p> <p>◆外から声をかけたり、ノックをしたりしても聞こえませんが、場合によってはドアを壊して助け出すことが必要なときもあります。</p>

※ 上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。



## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 耳の不自由な方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇手話、メモや緊急会話カード、身振りなどで知らせ、机の下にもぐるか、座布団などで頭を守るよう指示します。</p> <p>◇火災の発生に気付いたら、障害のある人に手話、メモや緊急会話カード、身振りなどで知らせ、協力して「初期消火」と「119番通報」をします。</p> <p>◇初期消火が困難なときは、ガラス類の破片の音や物の落下音などに注意しながら、身を低くし、煙に巻かれないように脱出するよう手話やメモなどで指示します。</p>	<p>◆障害のある人から依頼があれば、メモなどで情報提供や援助をします。</p> 

### ☆ 緊急会話カードの記載例

私には聴覚障害があります。私の名前は〇〇〇〇です。  
私に代わって、◇◇に電話をかけていただけませんか。



### 音声言語機能障害がある方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇火災の発生に気付いたら、障害のある人に知らせ、協力して初期消火と119番通報をします(緊急ファックスも使用するようになります)。</p>	<p>◆障害のある人から依頼があれば、ていねいに聞き取るようにし、必要な情報提供や援助をします。聞き取りが困難なときは、相手に断って筆談やメモを使用するようにします。</p>

## ④ 知的障害(療育手帳A・B)の方

### (1) 知的障害のある方のために

知的障害とは18歳未満のうちに知的発達段階に障害のある人で、抽象的な概念を理解しにくく、自分の意思表示や質問が苦手です。分かりやすい言葉でゆっくり話してほしいと感じている人が多く、偏見や差別に悩むことも多いので周りの人の理解が必要です。

知的障害のある人は喜怒哀楽をストレートに表し、また、相手に合わせてしまい誤ったことを答えたりすることもあります。

周囲の環境に適応した、対人関係でうまく対応することができずに適切な行動が取れない場合がよくあります。

そのため、このような心理的行動特性を理解して適切な行動が取れるようお手伝いする必要があります。

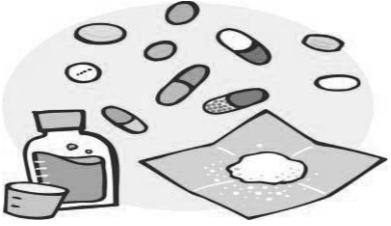


特徴	支援のポイント
<p>◇日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きがなくなる</li> <li>・奇声をあげる</li> <li>・泣き出す、騒ぎ出す</li> <li>・物にあたりたり投げたりする</li> <li>・人に対し、ちぎったり叩いたりする</li> <li>・自傷行為、頭を打ちつける、身体を傷つける</li> </ul> <p>◇困っていても、自分のことやその内容を言葉で伝えられない場合があります。</p> <p>◇危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合があります。</p>	<p>◆冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにします。必ずだれかが付き添い、一人にはしないようにします。</p> <p>◆身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにします。</p> <p>人のいない場所に連れて行き落ち着くのを待ちます。</p> <p>◆ゆっくり話しかけ、希望を聞き取り、安全な場所へ誘導するようにします。また、言葉が伝わりにくい場合には手を引いて誘導し、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえるように工夫をします。</p> <p>◆緊急時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導します。</p>

※ 上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 知的障害のある方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇机の下などにもぐったり、頭を守る指示が理解できないようならば、手を引いて誘導したり、頭を覆うようにします。</p> <p>◇緊急連絡カード、笛やブザーを携帯するよう言います。氏名や連絡先を書いた名札などを縫いつけた衣服があれば、着替えさせておきます。</p> <p>◇日ごろから服用している薬があれば、携帯するようにします。</p>	<p>◆状況を簡潔に説明して障害のある人を安心させ、必要な行動をとります。</p> 

### その他

- ・事前に決められたことを守り、支援者に従うように強く指示します。
- ・努めて冷静な態度で行動し、絶えずやさしい言葉をかけるようにします。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにします。  
この場合、言葉だけでなく文字や絵を利用します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。  
移動する場合は、手を引くなどします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出て、大騒ぎしたり、しかつたりしないようにします。強い不安や発作（パニック）がある場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を受けます。  
もし、連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関または消防署へ相談します。

## ⑤ 精神障害（1級～2級）の方

### （1）精神障害のある方のために

在宅の精神障害者では、気分（感情）障害（うつ病を含む）が最も多く、統合失調症（精神分裂症）および妄想性障害、神経症性障害ストレス関連障害および身体表現性障害、てんかんとなっています。

入院患者の2割程度は、受け入れ条件が整えば退院可能であるとされています。そのためには地域の理解や医療と福祉サービスの基盤が必要です。

そのとき大きく立ちふさがるのは偏見と差別の問題です。周囲の人々の偏見と差別意識事態も大きな問題ですが、当事者本人が自分自身を否定したり、価値のないものとみなしたりしてしまうことも大問題です。

また、定期的な診察や薬を飲む必要があるなど医療とのかかわりが大きい特性もあります。精神障害とわかると不利な扱いを受けることが多いため、障害を知られたくないという人が数多くいます。そのために薬を飲むことを安易にやめてしまって再発する場合も数多くあります。精神障害者を特別視せず、その人らしさを尊重して接することが大切です。



特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段服用している薬が必要となる。</p>	<p>◆気持ちを落ち着かせることが必要です。</p> <p>◆服薬を継続するため、本人および援助者は薬の名前や、用量を知っておくことが必要です。</p> <p>◆医療機関との連絡体制が必要です。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。



## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 精神障害のある方の支援

家での対応	外出中の対応
<p>◇机の下などにもぐったり、頭を守る指示が理解できないようならば、手を引いて誘導したり、頭を覆うようにします。</p> <p>◇緊急連絡カードや精神保健福祉手帳を携帯するよう言います。</p> <p>◇非常持出袋を確認するとともに、ラジオやテレビなどから正しい情報を得て、冷静さを保つよう声をかけるなどします。</p> <p>◇日ごろから服用している薬があれば携帯するようにします。</p> <p>◇かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、今後の対処の指示を受け、連絡してもらうようにします。</p>	<p>◆障害のある方から依頼があれば、最寄りの医療機関を教えて、連絡を取るようになります。</p> <p>◆医療機関からの指示に従い、今後の対処に協力します。</p>



### その他

- ・努めて冷静な態度で行動し、状況を簡潔に説明して障害のある人を安心させ、必要な行動を取ります。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにします。この場合、言葉だけでなく文字を利用します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。移動する場合は、手を引くなどします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり、しかつたりしないようにします。また、妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。
- ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を受けます。もし、連絡が取れない場合は、最寄りの保健機関や医療機関または消防署へ相談します。

## ⑥ 内部障害（心臓機能・じん臓機能・呼吸機能障害等）の方

### (1) 内部障害のある方のために

内部障害者には心臓機能障害（ペースメーカー装着者など）、じん臓機能障害者（人工透析通院者）、呼吸器機能障害者（人工呼吸器装着者など）、ぼうこうまたは直腸機能障害者（人工肛門装着者など）などが挙げられます。災害時に医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関と連携した対応が必要です。



特徴	支援のポイント
<p>◇外見だけでは障害があるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。</p> <p>◇障害の程度や種類によって、必要な支援が大きく異なります。</p> <p>◇衝撃や急激な環境変化で、心身が疲労し、状態が悪化することがあり、医療的な注意が必要なことがあります。</p>	<p>◆まず、どのような支援を求めているかを聞き取ります。移動に車いす、ストレッチャーなどの移動用具が必要になる場合があります。</p> <p>移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架などで避難をさせます。</p> <p>◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をします。</p> <p>◆医療的ケアが必要なときには、消防本部や医療関係機関へ連絡し移送の手配をします。</p>

## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 内部障害がある方の支援

内部障害者のうち、呼吸器機能障害者を除き、概して発生時には、健常者と大きな差はないものと考えられますが、呼吸器機能障害者については、ほぼ自分の生活圏より、自力で避難という行動が困難と考えられます。

このことは災害時には逃げない、逃げられないものと考えらるべきであり、逃げないということを前提として、種々の対応をとることが必要となってきます。

家での対応	外出中の対応
◇かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、以後の対処の指示を受けたり連絡してもらうようにします。	◆障害のある人から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けます。

### 内部障害は、障害の部位により様々な支援が必要です

#### 《心臓機能障害》

ペースメーカーを装着している場合は、機器が故障したときの対応緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。



#### 《じん臓機能障害》

- ・通院による透析ができなくなったときに備え、日ごろから関係団体や医療機関と災害時の対策を具体的に話し合っておきます。
- ・かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、ドライウェイ（乾燥体重＝基準体重）やダイヤライザー（血液透析製品）のタイプなどの透析条件を緊急連絡カードに記入し、非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・災害時には食事、水、薬の管理が重要です。食事と水分を上手にコントロールするように気をつけて支援します。（1日の生活においてカロリーは体重1kg当たり30キロカロリー、たんぱく質は体重1kg当たり1.2グラム、塩分は3グラムに抑えるようにします。）
- ・カリウム対策のため、イオン交換樹脂材（カリメイトやケーキサレート）の予備を持っておきます。
- ・自己連続携帯式腹膜流（CAPD）による透析療法をしている場合は、透析液加温器のバッテリーの予備を非常用持ち出し品と同じ場所に常に置っておきます。  
また、透析液パックを非常用持ち出し品と同じ場所に常に置っておきます。



#### 《呼吸器機能障害》

- ・在宅酸素療法をされている方は、あらかじめ、かかりつけの医療機関に酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）を確認しておくで安心です。
- ・濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管します。
- ・酸素チューブの配管は、地震が起きたときに、体にかまらないように工夫して配管してもらいます。
- ・人工呼吸器を装着している方は、ライフライン（電気、ガス、水道などの生活に必要な設備）が寸断された場合に備えて、アンビューバック（そ生器の一つで、自分で呼吸ができなくなった人に人工呼吸を行うためのゴム製の袋）、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておきます。
- ・携帯用酸素ボトルを、非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図るため、ネブライザー（吸入器）を使用する方はバッテリーの予備を非常用持ち出し袋に入れておきます。

#### 《ぼうこうまたは直腸機能障害》

- ・ストマ装具（蓄尿袋、蓄弁袋）は最低10日分、洗腸セット（水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を緊急連絡カードに記入して、非常用持ち出し袋に入れておきます（家族にも同様の連絡先を知らせておきます）。また、処理方法を家族にも教えておきます。





## ⑦ 高次脳機能障害の方

### (1) 高次脳機能障害のある方のために

高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患等の病気の後遺症としてみられる障害で、高次脳機能障害も見た目では障害が分かりにくいという特徴があります。何気ないことがうまくできないため、日常生活を送ることへの配慮が必要な方もいます。おもな症状として、新しいことが覚えられない、または以前のことが思い出せないなどの記憶障害。スケジュールや計画の手順等を立てられないなどの遂行障害。気が散りやすい、落ち着きがない、疲れやすい、作業が長続きしないなどの注意障害。突然興奮したり、怒り出したりと我慢できないなどの行動や感情の障害があります。人によって障害の頻度や強さに差があり、その人に合った支援をする必要があります。

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇ 高次脳機能障害は、外見からは分かりにくいので、避難する時や避難所生活で、周囲の人の理解や支援を得にくいことがあります。</p> <p>◇ ふだんとは異なる状況の中で、必要な情報をまとめて正しく判断し、行動に移すことが難しくなります。</p> <p>◇ 混雑しているところでは、人や物にぶつかったり、避難所への目印なども見落としてしまうこともあります。</p> <p>◇ 自分の知りたいことやして欲しいことを周囲の人に適切に伝えられないことがあります。</p> <p>◇ 避難所での放送内容が十分に聞き取れない、聞き取れても記憶できないために食事の配給などの援助が得られないことがあります。</p> <p>◇ 避難所では、大勢の人がいるので、雑音や周囲の様子が気になり、落ち着かないことがあります。いつもよりも、さらに疲れやすくなります。</p>	<p>◆ 危険を理解できていないようであれば手を引くなどして避難の促しが必要な場合があります。</p> <p>◆ 本人の言葉だけでなく、顔色、表情、姿勢などをよく見て、こまめに休憩できるような声掛けなど支援が必要な場合があります。</p> <p>◆ 医一人で避難所の外に出ると戻れなくなる時があります。トイレや自分の居場所すら分からなくなる方もいるので、見守りが必要な場合があります。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

### 要配慮者避難誘導時の留意点

家 での 対 応	外 出 中 の 対 応
<p>◇ 自分の体を守りましょう。 大きな家具や家電製品、ガラスからはなれて、テーブルや机の下にもぐり、揺れがおさまるまで待ちましょう。 (身体の麻痺などにより、もぐるのが難しい場合はヘルメットや防災頭巾なければクッションや雑誌などで頭を保護しましょう。)</p> <p>◇ 揺れがおさまったら、落ちついて火を消します。</p> <p>◇ スリッパや靴を履いて足を保護し、戸や窓を開けて出口を確保します。</p> <p>◇ 避難場所・避難所に移動する時は、周囲の人に支援を求めましょう。</p>	<p>◆ 通所先や職場では、通所先の職員や職場の方の指示に従いましょう。</p> <p>◆ 外では、頭をかばん等でほごしながら、建物の壁ぎわや塀ぎわから離れましょう。</p> <p>◆ 家が遠い場合、あわてて徒歩で帰宅せず「避難所施設」等の安全な場所に誘導をしてもらい、ご家族や支援者に連絡を取りましょう。</p>

### 高次脳機能障害がある方の支援

高次脳機能障害の方は、症状の現れ方や必要な支援は人により異なり、支援が必要な内容は、大きく「情報提供支援」「感情がコントロールできない場合の支援」「移動に関する支援」があります。項目ごと下記に支援のポイントを列記します。

- (1) 情報提供の支援(失語症・記憶障害・注意障害・遂行機能障害など)  
文字や表示、話の意味を十分に理解するのが難しいことがあります。必要な情報を見落としたり忘れてしまうことがあります。言いたいことをうまくまとめて話せなかったり、言葉が出にくい人もいます。
- ポイントをしぼって、「ゆっくり」、「はっきり」、「具体的に」話をしてください。
  - 絵や図、写真などを添えて話をすると理解しやすくなります。
  - 大切な説明や予定は、メモに書いて渡してください。
  - 食料品の配給などの大事な予定や放送があるときは、声かけや説明をお願いします。
  - 何度も同じことを聞く時は、繰り返しの説明をお願いします。
  - 言葉が出ずに困っている時は、選択肢をあげるなどして、表現のサポートをお願いします。
  - 手続きや書類の記入は記入例を提示したり、一つずつ案内をお願いします。
- (2) 感情コントロールがうまくできない場合
- イライラしている時は、静かな場所へ誘導し、落ち着くまで待つて話を聞いてください。
  - 自分から行動を起こしにくいことがあります、大切な予定があるときは、声かけをお願いします。
- (3) 移動等の支援(地誌的障害・注意障害・記憶障害・半側空間無視など)
- 道や建物の中で迷うことがあります。目的地までの誘導をお願いします。
  - 混雑している場所では、人や物にぶつかることがあるので、誘導をお願いします。

## ⑧ 発達障害の方

### (1) 発達障害のある方のために

発達障害者とは、自閉症スペクトラムなど、脳の機能障害のため社会生活の適応に問題がある状態をいいます。読む、書く、計算するなどの作業が苦手、不注意（集中できない）、質問が苦手（曖昧な言葉はNG）、環境の変化（場所・人・物）、多動・多弁（じっとしてられない）、自傷行為、衝動的行動、対人関係・社会性の障害、コミュニケーションの障害、著しい興味・関心の偏りとパターン化した行動などがある。他者とのかかわりを避けがちで、人と上手にかかわることが苦手であったり、言葉が理解できず会話ができない方もいる。また、特定の手順にこだわったりいつもと違う状況に不安や抵抗が強い方もいるほか、人によっては大声を出したり体に触られることを極端に嫌がったり偏食が強い方もいます。怒ったり無理強いするのは逆効果になるので止めましょう。また、気持ちのコントロールができず困っているときは待つてあげ、あたたかく見守ってください。

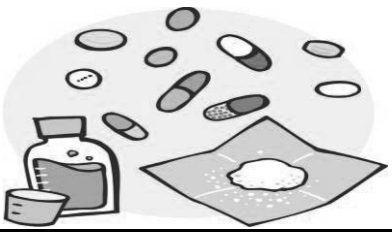
そのため、このような行動特性を理解して適切な行動が取れるようお手伝いする必要があります。

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇パニックになってしまうことがある ・落ち着きがなくなる ・奇声をあげる ・泣き出す、騒ぎ出す ・物にあたりたり投げたりするなど ◇こだわりがあります ◇偏食の人（子）もいます ・水が飲めないなど ◇感覚障害の人（子）もいます ◇困っていても、自分のことやその内容を言葉で伝えられない場合があります。 ◇危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合があります。 ◇てんかんの人（子）もいます （発作の前兆を見逃さず注意が必要）	◆冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにします。必ずだれかが付き添い、一人にはしないようにします。 ◆身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合があります。 人のいない場所に連れて行き落ち着くのを待ち、話しかける時は、言葉は少なく要点を分かりやすく話す。 ◆ゆっくり話しかけ、安全な場所へ誘導するようにします。 ◆緊急時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導します。 ◆災害時の不安から大声や異常な行動が出て騒いだり叱ったりしないようにします。

※ 上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況などによって必要とされる支援も異なってきます。

## 要配慮者避難誘導時の留意点

### 発達障害のある方の支援

家 での 対 応	外 出 中 の 対 応
◇机の下などにもぐったり、頭を守る指示が理解できないようならば、手を引いて誘導したり、頭を覆うようにします。 ◇緊急連絡カード、笛やブザーを携帯するよう言います。氏名や連絡先を書いた名札などを縫いつけた衣服があれば、着替えさせておきます。 ◇日ごろから服用している薬があれば、携帯するようにします。	◆状況を簡潔に説明して障害のある人を安心させ、必要な行動をとります。 
その他 ・努めて冷静な態度で行動し、絶えずやさしい言葉をかけるようにします。 ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにします。この場合、言葉だけでなく文字や絵を利用します。 ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。 移動する場合は、手を引くなどします。 ・災害時の不安から大声や異常な行動が出て、大騒ぎしたり、しかつたりしないようにします。強い不安や発作（パニック）がある場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を受けます。 もし、連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関または消防署へ相談します。	

パニックは原因をつかむと対応が見えてきます。

原 因	支 援 の ポ イ ン ト
・あいまいな言葉が分からない ・現状が見えていない、汲み取れない ・ボディータッチを嫌がる子が多い ・取り囲まれるのを嫌う ・こだわりなどを無理にやめさせられる ・受け止めるのに時間がかかる ・強制的な押し付けを嫌う	・短い、わかりやすい言葉（そこ、あれ、ちょっと、きちんとは伝わらない） ・してほしい行動を簡潔に「〇〇します」など。 ・だめ、あとではNG ・待つ。急かさない。 ・見通しを与える 注意 緊急時は別です。



## ⑨ 難病者・重度心身障害の方

### (1) 難病のある方のために

難病とは、治療法が未確立であり原因不明かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾患のほか、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的負担の大きい疾病です。

運動麻痺や関節の運動障害などのために自力で避難することが難しい方や人工呼吸器の使用や人工透析を必要とする方もあり、その障害特性を理解し、避難誘導等の支援を行う必要があります。

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇外見だけでは障害があるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。 また、病気をお持ちでも発作がないと自力で避難できる方もいます。	◆まず、どのような支援を求めているかを聞き取ります。移動に車いす、ストレッチャーなどの移動用具が必要になる場合があります。 移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架などで避難をさせます。
◇障害の程度や種類によって、必要な支援が大きく異なります。	◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をします。
◇衝撃や急激な環境変化で、心身が疲労し、状態が悪化することがあり、医療的な注意が必要なときがあります。	◆医療的ケアが必要なときには、消防本部や医療関係機関へ連絡し移送の手配をします。

### 要配慮者避難誘導時の留意点

#### 難病をお持ちの方の支援

難病をお持ちの方のうち、呼吸器機能障害者を除き、概して発生時には、症状が出ていないときなどは健常者と大きな差はないケースも考えられますが、呼吸器機能障害者については、ほぼ自分の生活圏より、自力で避難という行動が困難と考えられます。

このことは災害時には逃げない、逃げられないものと考えべきであり、逃げないということを前提として、種々の対応をとることが必要となってきます。

家 での 対 応	外 出 中 の 対 応
◇かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、以後の対処の指示を受けたり連絡してもらうようにします。	◆障害のある人から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けます。

### 種類により下記のような方は支援が必要です

#### ●人工呼吸器を装着している方

##### 《筋萎縮性側索硬化症等》 ALS人工呼吸器装着者

- まず、援護者が大丈夫か、人工呼吸器が正常に作動しているか確認してください。



- ・人工呼吸器本体に破損がなく、作動しているか？
- ・異常な音、においは出ているか？
- ・呼吸器回路の各接続部にゆるみはないか？
- ・回路は破損していないか？
- ・設定値が変わっていないか？
- ※アラームが鳴っていない場合でも必ず確認します。



- 正常に作動していない場合はすぐにアンビューバックによる呼吸を開始してください。アンビューバックは援護者のカニューレロに装着し、両手でバックが半分へこむ程度にゆっくり押しします。バックを自分の呼吸に合わせて1分間に10～15回（5，6秒に1回）押しします。空気が入りすぎますから両手で力いっぱい押す必要はありません。
- 電源が内部バッテリーに切り替わっている場合は、時間を記入し、「停電になった場合」の手引を参照してください。



## (2) 重度心身障害のある方のために

重度心身障害とは、一つの障害名ではなく重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ障害です。視覚障

害、聴覚障害、内部障害、言語障害、嚥下障害、呼吸器障害、てんかんなどさまざまな障害や疾病のある方も少なくありません。

障害名や病名はさまざまで、症状や状態は個人によって大きく異なりますが、日常生活のすべての面で介助が必要で、経管栄養、吸引、導尿、在宅酸素などの医療的ケアが必要です。

虚弱で感染症にかかりやすく重症化しやすいため、衛生面の管理に注意します。日常的に体調を維持するため看護が必要です。

災害時に医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関と連携した対応が必要です。



特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇自分での移動はできない</p>	<p>◆まず、どのような支援を求めているかを聞き取ります。移動に車いす、ストレッチャーなどの移動用具が必要になる場合があります。</p> <p>移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架などで避難をさせます。</p> <p>◆医療的ケアが必要なときには、消防本部や医療関係機関へ連絡し移送の手配をします。</p> <p>◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をします。</p>
<p>◇衝撃や急激な環境変化で心身が疲労し、状態が悪化することがあります。</p>	<p>◆体温計、オキシメーターで体温や呼吸状態を確認し、必要な措置をします。</p>
<p>◇非常持ち出しに加え日常使用している医療機器や冷暗所保管の医薬品が必要です。</p>	<p>◆医療機器、吸引チューブ、経管栄養チューブ、など大荷物となるため複数の支援者の協力が必要です。</p>

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
<p>◇言葉がなく、不安や痛み、助けて欲しいことを相手に伝えることができない。周囲の状況が分からず、不安になることで全身の緊張が強くなってしまう。</p> <p>◇身体に拘縮<small>こうしゆく</small>がある場合は筋緊張が強くなり脱臼や骨折しやすい。</p> <p>◇上肢下肢に屈曲や伸展があり座位がとれないため、一般の車いすは安全に使用できない。</p> <p>◇車いすでの長時間の移動は体に負担がかかり不可能です。</p>	<p>◆介助する時は、やさしく、ゆっくり声を掛けて表情を確認しながら行きます。</p> <p>◆ひきつけなどの発作がみられた時は、声をかけたり、身体を動かさず落ちつくまでの時間と状況を確認します。</p> <p>◆身体介助するときは、拘縮<small>こうしゆく</small>した関節を無理に伸ばしたり、曲げたりしてはいけません。複数の人で身体に無理な力が加わらないようにゆっくりと抱えます。</p> <p>◆各自特注の車いすを使用している。自分の車いすが使用できないときは、ストレッチャーや毛布を使用します。</p> <p>◆車での搬送が必要です。</p>

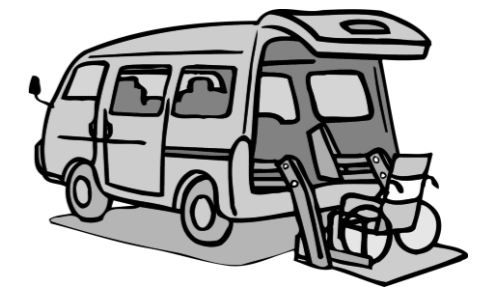
### 要配慮者避難誘導時の留意点

#### 重度心身障害がある方の支援

家族が病院で医療的ケアについて研修を受けて医療技術を習得していますが、さまざまな医療機器を使用している場合は、その機器が正常に作動しているか確認します。

常に体調をチェックして、急変する前兆を的確に捉え、迅速に医療機関に搬送が必要です。

特に、避難支援プランに従っての支援が必要となるため、家族がいない場合の支援方法、医療機関までの搬送方法、かかりつけの医療機関以外の対応について、家族と十分協議のうえ支援いたします。



## ⑩ 乳幼児・児童の方（0～9歳）



### （1）乳幼児・児童の方のために

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇危険を判断し行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。	◆保護者の災害対応力を高めておくことが必要です。 ◆被災により保護者などが養育することが困難な場合の対応が必要です。



乳児に対しては、ミルク用の湯、清潔な哺乳瓶、沐浴の手だてを確保し、離乳食、アレルギー除去食を準備するとともに、ベビーベッド、紙おむつ等を用意する必要があります。  
また、夜泣き、きつ音、不眠などの症状に留意し精神的安定が図られるよう配慮するとともに、被災による精神的な後遺症が残らないよう、特に心のケアが必要です。  
児童に対しては、ボランティアなどによる「遊び場」を設けるなどして、ストレスを緩和するようなケアが必要です。

## ⑪ その他支援が必要と思われる方（妊産婦・外国人等）

### （1）妊産婦の方のために

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	◆素早い行動が困難な場合も想定されるため、家族や地域支援者の適切な避難誘導が必要です。

防音や衛生面での配慮、過度に不安にならないよう声をかけるなどの思いやりと心配りが必要です。

また、重篤な疾患がある者については、医療機関との連絡体制の確保が必要です。



### （2）外国人の方のために



#### ※（日本語の理解が十分でない方）

特 徴	支 援 の ポ イ ン ト
◇日本に来て間もない外国人や旅行中の外国人は、日本の自然災害への知識が少ないこともあり、速やかな避難行動につながらないことがある。	◆多言語ややさしい日本語、イラスト（ピクトグラム）を使用したり、身振りなどによる状況を説明したりして避難誘導することが必要です。



多言語や分かりやすい日本語による情報提供、外国語の理解できる避難支援者の確保が必要です。

また、周囲や避難支援者とコミュニケーションが十分に取れなかったり、習慣が異なることでトラブルとなったりして不安を強めることがあるので、必要な情報を適切に伝えることが大切です。

なお、食事をはじめとして、宗教、風俗などに対する配慮についても留意が必要です。

### 第3編 当事者および家族編

## 登米市避難行動要支援者支援の手引き

災害時には、協力して被害を防いだり、救助したり、一緒に避難するなど家族の協力が大変に重要です。家族の安否を確認することも大事なことです。このため、災害がいつ発生してもよいように、家族で防災について話し合い、災害について学習し、事前対策を考えておきます。





# 第1章 事前対策

## 1 共通事項

### ① 非常用持出品を準備する

日頃から避難するときに備えて、非常持出品をリュックサックなどにひとまとめにして用意しておきます。

非常持出品は、出入口近くの取り出しやすい場所に備えておき、家族みんなが知っておくようにします。

また、緊急時に、すぐに取り出して、持てるように、置き場所は、常に同じところにしておき、どうしても配置を替える場合は、家族などみんなで確認します。

なお、飲料水、食糧などは最低3日分程度を備え、定期的に取り替えるようにします。

#### 非常用持出品の主な例

飲料水、食糧(乾パンなど)、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池(予備)、衣類(下着など)、タオル、雨具、マッチ、ロウソク類、薬(薬袋に入れて)、救急用品セット、貴重品(現金など)、携帯用ブザーや笛、防災ずきんやヘルメット



### ② 支援してほしいことをカードに書く

災害時に備えて、「今、自分に何が必要なのか」や「今、自分の支援として何をしてほしいのか」などを**情報連絡カード**にわかりやすいように書いておきます。

情報連絡カードを見せることによって、地域の避難支援者や避難所に行った際に、どのような支援をすればよいかわかります。

### ③ 地域の防災対策を知る



市が策定した防災計画などから、地域の防災対策がどうなっているかを知り、避難場所や避難経路を確認しておきます。

その際、自宅から避難場所や福祉避難場所までの経路をチェックし、支障となる物がないか確認し、主な目標物の目印や危険な場所などを地図に落とし、オリジナルの防災地図を用意しておくことで避難するときにあわてずにすみません。

また、行政区や近所等地域においても緊急避難の支援が受けられるよう日頃からの話し合いや訓練をしておきましょう。



#### ④家族で防災対策を考える

災害時には、協力して被害を防いだり、救助したり、一緒に避難するなど家族の協力が大変に重要ですし、家族の安否を確認することも大事なことです。このため、災害がいつ発生してもよいように、家族で防災について話し合い、災害について学習し、事前対策を考えておきます。



その際、緊急時の連絡方法や役割分担、避難方法、離ればなれになった場合の待ち合わせ場所などを決めておくことが大切です。

同時に、非常用品や備蓄も確認し準備します。



また、家族で地域の防災訓練に参加し



季節ごとや違う時間帯などの災害発生を想定してその状況に応じた避難経路、避難方法、集合場所を家族みんなで実際に確認してみる必要もあります。

#### ⑤地域の防災訓練に参加する

市または地域ごとに毎年、防災訓練が実施されます。地区の避難場所や防災拠点に集合して各種の訓練が行われますが、行政区単位などでも防災訓練が行われます。初期消火訓練などで実際に消火器の取り扱いを経験しておくこと緊急時にあわてないですみます。また、被害を最小限にする行動や安全な避難方法なども体験できます。

自分の身を自分で守るためにも、地域防災訓練には積極的に参加しましょう。防災訓練を通じて、地域の自主防災組織や隣近所の人とのコミュニケーションも密になり、その経験は災害時の強い味方になります。


しかしながら、防災訓練に参加しても障害があるために十分な訓練ができなかったり、情報を得にくいことや理解しにくかったりすることもあります。



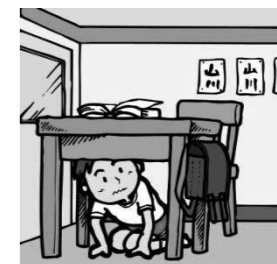
このようなときは、地域の人や自主防災組織、防災関係機関などに話し、障害のある人や高齢者への配慮や参加しやすい環境づくり、さらには、参加している全員が効果的に訓練できるよう、ともに考え、実施してもらうようにします。

## 第2章 障害別事項

### 1 支援が必要な高齢者は

常に心がけておくこと	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な居住空間を確保しておきます(常に整理整頓を心がけ、あまり物を置かない。寝るときは、家具やガラス窓からできるだけ離れる)。</li> <li>・居住スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選びます。</li> <li>・杖などは倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗やみになっても分かるようにしておきます。</li> <li>・家族など、日ごろ、介助している人が外出しているときの災害発生に備え、隣近所などに万一の際の協力や介助を依頼しておきます。</li> <li>・非常用持出品として、おぶりひもや毛布、車イス、紙おむつなどを用意します。</li> </ul>	<p>※ 移動困難や身体的に虚弱などの理由により、自力での避難や必要な情報を的確に把握し、行動することが困難な高齢者が事前対策を考えるに当たっては、上記のほか、それぞれの状態に応じて、前記(障害別事項)の該当項目を参照し、適切な対策に努めます</p> 

### 地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え、杖などを用意し、防災ずきんなどで身を守ります。</li> <li>・火災が発生したら、「119番通報」をし、身を低くし、煙に巻かれないように脱出します(初期消火が可能な場合も無理をせず、脱出を優先する)。</li> <li>・非常用持出袋を必ず携行します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に困難が生じたときは、まわりの人に援助を依頼します。</li> <li>・移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関等に保護を申し出るようにします。</li> </ul>

高齢者で、移動が困難や身体的に虚弱などの理由により、自力での避難や必要な情報を的確に把握し行動することが困難な方は災害発生時には、上記のほか、それぞれの状態に応じて、前記の「地震発生時の対応」の該当項目を参照し、適切な対応に努めます。



## 2 肢体不自由な人は

常に心がけておくこと	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な居住空間を確認しておきます（常に整理整頓を心がけ、あまり物を置かない）。</li> <li>・居住スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選びます。</li> <li>・歩行補助具は倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗やみになっても分かるようにしておきます。</li> <li>・家族など、日ごろ、介助している人が外出しているときの災害発生に備え、隣近所などに万一の際の協力や介助を依頼しておきます。</li> <li>・非常用持出品として紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート</li> </ul>	<p>《車いす使用者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすが通れる幅を常に確保しておきます。</li> <li>・車いすが使用不能になったときのために、それに代わるつえ、おぶりひもなどを常に用意しておきます。</li> <li>・車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検します。</li> <li>・雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカッパなどを用意します。</li> </ul> <p>《電動車いす使用者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動車いすのバッテリーは、使用后必ず充電し、常温で保管します。</li> <li>・補液タイプのバッテリーは、</li> </ul>

（おむつ交換時や着替えに必要）  
を用意します。



定期的に液量をチェックします。

- ・車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置きます。

## 地震発生時の対応



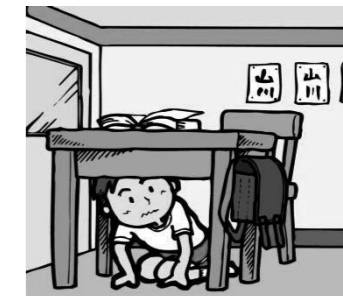
家 での 対 応	外 出 中 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え、補助具などを持つか、身に付けます。</li> <li>・火災が発生したら、「119番通報」をし、身を低くし、煙に巻かれないように脱出します（初期消火が可能な場合も無理をせず、脱出を優先する）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に困難が生じた時は、周りの人に援助を依頼します。</li> <li>・移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関などに保護を申し出るようにします。</li> </ul>

### 3 視覚障害がある人は

#### 常に心がけておくこと

- ・家の中の物の配置を常に一定にします。家族が配置を変更したときは、すぐに確認しておきます。特に、非常用持出袋などは必ず確認しておきます。
- ・災害時の避難通路（コース）の設定とその通路の安全を確認しておきます。
- ・居間、寝室などの家の中や玄関付近の整理整頓を心掛けます。
- ・メガネ、白つえ（折りたたみ式）、点字板、音声時計や触知式時計を非常用持出袋に入れておきます。
- ・糖尿病、緑内障のある人は常備薬を常に持ち出しができるようにしておきます。
- ・メガネ、白つえ、点字板などが地震で損害を受けたり、なくならないよう、いつも身近で安全な一定の場所に置きます。
- ・ガラスなどが飛散して床が危険になるので、各室にスリッパなどを用意します。
- ・緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機など、自分が助けを求め、安全を確保するために必要な物を身に着けます。
- ・情報入手手段としてラジオがすぐに利用できるようにしておき、予備の電池を十分に備えておきます。
- ・家族が外出し、ひとりの場合、隣近所に万一の際の協力を依頼しておきます。

### 地震発生時の対応



#### 家での対応

- ・テレビ、ラジオや防災機関の広報、伝達の内容に注意します。
- ・火災の発生に気付いたら、まず、その場を離れ、周囲の人に大声で火災を知らせ、「119番通報」と初期消火をしてもらいます。
- ・火災発生の呼びかけに反応が無い時は、ガラス類の破片や物の落下音に注意しながら、壁などをつたい、身を低くし、煙に巻かれないように脱出します。

#### 外出中の対応

- ・周囲の人に大きな声をかけて、まわりの状況を教えてもらって、安全な場所へ誘導してもらうようお願いします。



## 4 聴覚障害、音声言語機能またはそしゃく機能障害がある人は

### (1) 聴覚障害のある人は

常に心がけておくこと	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器は常に手元に置きます。</li> <li>補聴器および専用電池は、予備を用意し、非常用持出袋に入れておきます。</li> <li>正確な情報を収集するために、緊急連絡先表、携帯電話など文字情報が得られる携帯端末、筆談に必要なメモ、携帯用ホワイトボード、筆記用具などを常に身に着けます。</li> <li>防災関係機関からの緊急通報用に有効なため、ファックスを設置するとともにロール紙の予備を用意しておきます。</li> <li>ファックスを設置していない方はファックスを持っている人、ファックスのある店をあらかじめ確認しておきます。</li> <li>災害時に必要な緊急会話カード(依頼カ</li> </ul>	<p>緊急会話カードの記載例 私には聴覚障害があります。 私の名前は〇〇〇〇です。 私に代って、△△△△に電話をかけていただけませんか。</p> <p>※携帯電話、インターネット・パソコン通信など文字情報でお互いに情報のやりとりができる機器があり、携帯電話などは、着信が振動でわかりますので、たいへん便利です。</p>

ード、連絡カード)を用意し、常に持参します。

- ・家族が外出し、1人の場合、隣近所に万一の際の協力を依頼しておきます。
- ・夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか家族や隣近所の人たちと決めておきます。

### 地震発生時の対応



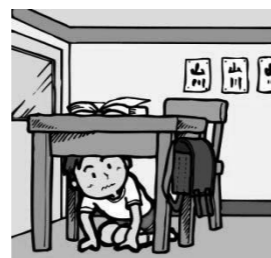
家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビやCSによる手話・字幕放送、防災機関からのファックスなどに注意します。</li> <li>・緊急連絡カードなどに、「火災発生や避難勧告など、重要なことを教えてください」などと書き、隣近所の人などに見せて情報の提供をお願いします。</li> <li>・火災が発生したら、初期消火を行うとともに、防災機関への緊急ファックスなどで「119番通報」をします。</li> <li>・音をたて、メモや緊急会話カードなどで、隣近所の人に火災を知らせ、消火や「119番通報」などを依頼します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まわりの人に緊急会話カードを見せ、筆談などで自分のことを伝え、状況や帰宅経路などを教えてもらいます。</li> </ul>






**(2) 音声言語機能またはそしゃく機能障害のある人は**

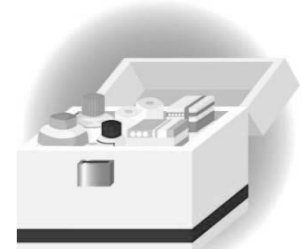

常に心がけておくこと	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯用会話補助装置を使用している人はバッテリーの予備を非常用持出袋に入れておきます。</li> <li>・栄養チューブセットなど、食事のための器具（予備）を非常用持出袋に入れておきます（そしゃく機能障害者）。</li> <li>・笛やブザーなど、自分が助けを求め、安全を確保するために必要な物を身に着けます。</li> <li>・筆談に必要なメモや携帯用ホワイトボード、筆記用具を備えておきます（雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものが望ましい）。</li> </ul>	<p><b>緊急会話カードの記載例</b>                  私には音声言語機能又はそしゃく機能に障害があります。私の名前は〇〇〇〇です。                  私に代わって、◇ ◇ に電話をかけていただけませんか。</p>



**地震発生時の対応**

家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が発生したら、初期消火を行うとともに、緊急ファックスなどで「119番通報」をします。</li> <li>・ゆっくり話しか、メモや緊急会話カードなどで、隣近所の人に火災を知らせ、消火や「119番通報」などを依頼します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まわりの人に援助を依頼するときは</li> </ul> 

**5 知的障害がある人は**

常に心がけておくこと	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろから服用している薬の処方せんの明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきます。</li> <li>・服用する際、たとえばオブラートを使用するなどの独自の方法を用いる薬の場合、その旨を緊急連絡カードに記載しておきます。</li> <li>・笛やブザーなど自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身に着けます。</li> <li>・身の回りの品物や食べ物に、特別なこだわりを持っている場合は、そのことを周囲の人たちに理解してもらいます。</li> <li>・災害時に支援が必要なことを書いた</li> </ul>	  

緊急連絡カードや身元連絡先などが  
確認できる名札などを、常に携帯する  
か、衣服などに縫いつけておきます。

- ・実際に試してみるにより、避難  
場所を覚えておくよう心掛けます。

**地震発生時の対応**

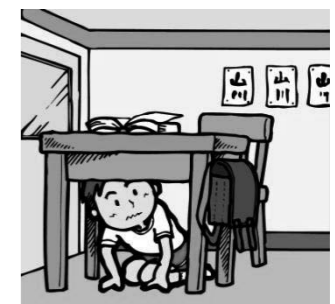


家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは安全を確保する。</li> <li>・あわてずに外に飛び出さないように します。</li> <li>・ゆれがおさまったら緊急連絡 カード、笛または携帯ブザーを持ち、 事前に決められたことを守り、支援者 の指示に従います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に困難が生じた時は、 周りの人に援助を依頼しま す。</li> <li>・移動が危険な状況のと きは、最寄りの防災機関な どに保護を申し出るよう に します。</li> </ul>

**6 精神障害がある人は**

- ・普段から一緒に住む人や施設職員ほか地域の人と話し合い、で  
きる限り交流を深めておきましょう。
- ・できれば、自分の障がいのことを伝え、相談や支援を求める練  
習をしておくといいです。
- ・非常時に連絡を取り合える仲間や知人、施設職員などの連絡先  
を準備して置きましょう。災害時に普段一緒にいる人と連絡を  
取れるように心がけましょう。
- ・情報連絡カードを作り、携帯すると役立つでしょう。氏名、住  
所、緊急連絡先ほか障害について準備すると言葉にしにくいこ  
とも伝えることができます。

**地震発生時の対応**



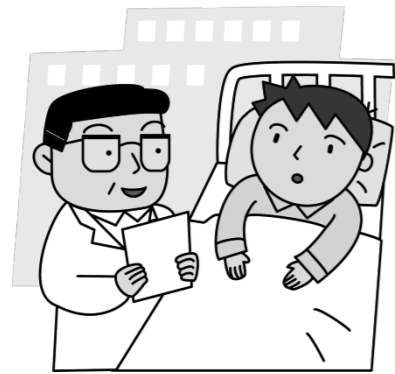
家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてず身の安全を確保しましよ う。</li> <li>・いざというときは、遠くの支援者よ り近所の人を頼りになります。命を 守るために近所の人を頼りましょ う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所を探しましょう。</li> <li>ラジオや携帯電話などから避難場 所などについての情報を聞きまし よう。</li> <li>・施設にいるときは、職員の指示に 従いましょう。</li> </ul>

## 7 内部障害の人は

常に心がけておくこと	備 考
<p>・日ごろから服用している薬の処方せんの明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきます。</p> <p>・特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。</p> <p>・家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法などをよく説明し、理解しておいてもらいます。</p> <p>《心臓機能障害》</p>  <p>《呼吸器機能障害》</p> 	 <p>・ペースメーカーを装着している方は、機器が故障したときの対応、緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。</p> <p>・在宅酸素療法をされている方は、あらかじめ、かかりつけの医療機関に酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）などを確認しておくことで安心です。</p> <p>・濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管します。</p> <p>・酸素チューブの配管は、地震が起きたときに、体にかまならないように工夫して配管してもらいます。</p> <p>・人工呼吸器を装着している方は、ライフライン（電気、ガス、水道などの生活に必要な設備）が寸断された場合に備えて、アンビューバック（そ生器の一つで、自分で呼吸ので</p>

<p>《ぼうこうまたは直腸機能障害》</p> <p>《じん臓機能障害》</p>	<p>きなくなった人に人工呼吸を行うためのゴム製の袋）、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯用酸素ボトルを、非常用持出袋に入れておきます。</li> <li>・吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図るため、ネブライザーを使用する方はバッテリーの予備を非常用持出袋に入れておきます。</li> </ul> <p>・ストマ装具（最低10日分）、洗腸セット（水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常用持出袋に入れておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を緊急連絡カードに記入して、非常用持出袋に入れておきます（家族にも同様の連絡先を知らせておきます。）。</li> </ul> <p>また、処理方法を家族にも教えておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院による透析ができなくなったときに備え、日ごろから関係団体や医療機関と災害時の対策を具体的に話し合っておきましょう。</li> <li>・かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、ドライウエイ（乾燥体重＝基準体重）やダイヤライザー（血液透析製品）のタイプなどの透析条件を緊急連絡カードに記入し、非常用持出袋に入れておきます。</li> <li>・災害時には食事、水、薬の管理が重要です。</li> </ul>
---	--





《盲導犬、聴導犬、介助犬の  
使用者》

食事と水分を上手にコントロールするように気をつけて支援します。  
(1日の生活においてカロリーは体重1kg当たり30キロカロリー、たんぱく質は体重の1kg当たり1.2グラム、塩分は3グラムに抑えるようにします)

- ・カリウム対策のため、イオン交換樹脂材(カリメイトやケーキサレート)の予備を持っておきましょう。
- ・自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法をしている方は、透析液加温器のバッテリーの予備を非常用持出品と同じ場所に常に置いておきます。

また、透析液パックを非常用持出品と同じ場所に常に置いておきます。

- ・ドッグフードは必ず1袋(箱)多めに買い置きをします。
- ・かかりつけ以外の動物病院や各盲導犬協会の連絡先を把握しておきます。



地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、以後の対処の指示を受け、連絡してもらうようにします。</li> <li>・非常用持出袋に入れるなど、日ごろ服用している薬や器具などを携帯できるように用意します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ早く医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けるようにします。自分でできないときは、まわりの人に医療機関などへの連絡を依頼します。</li> </ul>

【医療機関での治療中の対応】

- ・人工透析中の場合は、機器とシャント部位がチューブでつながっているため、コンソール(透析機器)と体が離れないようにします。
- ・停電があり回復不能の時は、チューブの止血を確認してから切断して、あわてず医師や職員の指示に従い定められた場所に避難します。

《盲導犬、聴導犬、介助犬の使用者》

建物の倒壊や落下物により、道路の歩行が困難な場合、給付先の団体などに、一時、盲導犬、聴導犬、介助犬を預けます。

## 8 高次脳機能障害がある人は

- ・情報連絡カードを準備し、障害を理解してもらいましょう。また、支援してほしいことや合併症などがある場合には症状を記載しましょう。
- ・記憶障害がある方は「自分の名前・住所・緊急連絡先・障害な内容」などを知らせることができるようにし、緊急連絡カードを常に携帯しましょう。
- ・言葉で伝えることが難しい方は、いざという時に必要な支援メッセージを作成し、使う練習をしましょう。
- ・家族以外で障害のことを知っている方がいる場合は、連絡先を携帯しましょう。

## 地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず落ち着いて危険から体を守りましょう。</li> <li>・家族の助けを呼びましょう。</li> <li>・安全な場所に連れて行ってもらいましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や知っている人がいる場合、指示をよく聞きましょう。</li> <li>・動き回らずに近くにいる人に情報連絡カードを使って助けを求めましょう。</li> <li>・近くの避難所に避難しましょう。</li> </ul>

## 9 発達障害がある人は

- ・日ごろから集まる場所や避難する場所を決めておき、日常生活の中で練習しましょう。
- ・情報連絡カードに「名前・住所・連絡先」を知らせることができるようにしましょう。
- ・家族と一緒に情報連絡カードに障害のことや支援してほしいことを記入しておきましょう。また、合併症などがある場合、症状なども記載しておきましょう。
- ・避難経路、公園やコンビニのトイレなど近所の施設の情報を一緒に確認しましょう。
- ・基本動作の練習をしましょう。「机の下にもぐる」「頭の上に載せる」「深呼吸」「非常口のマーク」「カードを見せる」「柱につかまる」など。

## 地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず落ち着こう</li> <li>・きけんから体を守ろう</li> <li>・人を呼ぼう</li> <li>・安全な場所に連れて行ってもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や知っている人の言うことを聞こう</li> <li>・カードを持っているときは、カードで自分のことを知ってもらおう</li> </ul>

## 10難病・重度心身障害がある人は

### (1) 難病のある人は

- ・情報連絡カードを作成し、地域の方にも支援してもらえるように症状や配慮してほしいことがわかるように準備しておきましょう。
- ・万が一のために、地域の方に症状を知ってもらい、避難ができるよう心がけましょう。
- ・薬や医療機器などで、特殊な説明が必要なものは、日常から説明書と一緒にしておくよう心がけましょう。

### 地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは身の安全を確保しましょう。</li> <li>・落ち着いて安全を確保し、使用している医療機器などに異常がないか確認します。</li> <li>・安全な場所に避難しましょう。支援が必要な場合、まずは近隣の人に支援をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いて身の安全を確保し、近くの避難場所に避難しましょう。</li> <li>・支援が必要な場合、情報連絡カードなどを使い、症状を理解してもらい、支援を受けましょう。</li> </ul>

## (2) 重度心身障害がある人は

- ・日ごろから服用している薬の処方せんの明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきます。
- ・家族や、地域支援者の方に医療機関からの指示や緊急時の対処法などをよく理解しておいてもらいます。
- ・医療機器の操作方法などについて、説明書を機器の近くに取り付けておきます。
- ・地域の方と連携し避難できるよう話し合いや交流の場を作るよう心がけましょう。

### 地震発生時の対応



家での対応	外出中の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用している医療機器などに異常がないか確認します。</li> <li>・近隣の人に援助をお願いします。</li> <li>・かかりつけの医療機関に連絡し早急に医療機関に搬送を支援者などの方をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ早く医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けるようにします。自分でできないときは、まわりの人に医療機関などへの連絡を依頼します。</li> </ul>



# 第3章 情報を得る



## 1 情報の収集と把握

- (1) ラジオ、テレビ、インターネットなどから情報を収集します。
- (2) 防災行政無線など公的な機関から情報を得ます。
- (3) 隣近所や地域の自主防災組織の人には、日ごろから情報を伝えてもらえるよう頼んでおき、早く情報を得られるようにします（いざというときに情報を伝えてもらう人を特定しておく、よりいいでしょう）。
- (4) 流言飛語にまどわされることのないよう、正しい情報かを複数の媒体、複数の人で確認するようにします。
- (5) 余震を恐れずに、正しい情報を得るようにします。
- (6) 消防署などへの災害状況の問い合わせは消防活動に支障をきたすので、緊急の場合以外は、電話を控えるようにします。
- (7) 電話（携帯電話を含む）の使用は控えます。
- (8) 安否確認などの情報を得る場合は、「災害用伝言ダイヤル」を活用します。



※ラジオ、テレビなどから情報を収集します。



※消防署などへの災害状況の問い合わせは消防活動に支障をきたすので、緊急の場合以外は、電話を控えるようにします。

# 第4章 避難

職場の防災会議を  
すすめよう。



## 1 避難に当たって

- ・市、防災関係機関から避難勧告、避難指示が出たら、隣近所に呼びかけ、周囲の人と協力し合い避難します。
- ・建物の倒壊や崖崩れの恐れがあるので、危険と思われる場所を避け、避難の支援者、地域自主防災組織とともに避難場所へ避難します。
- ・崖や川べりでは、地盤がゆるんでいて崩れやすくなっている場合があるので、近寄ると危険です。

## 2 家での対応

- ・ガスの元栓は締め、電気のブレーカーは閉じたまま、戸締まりをします。
- ・どこへ避難するか緊急連絡先に連絡し、メモを出入口に貼るなど、行き先を明示しておきます。
- ・避難は徒歩が原則ですので、動きやすい服装、底の厚い靴で、持ち物は少なくし、両手が使えるようリュックサックなどに入れます（非常用持出袋は忘れずに持ちます）。



## 3 外出中の対応

- ・帰宅するのに危険と思われる場合は、最寄の駐在所や行政機関などに助けを求め、一時的に近くの避難場所に避難して安全が確認できるまで様子を見ます。
- ・避難は徒歩が原則ですので、車の窓を閉め、キーをつけておきます（車でしか行動できない場合を除く）。
- ・持ち物は少なくし、できる限り両手が使えるように工夫します。



# 参 考

## 1 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

（テレビ・ラジオ等による情報提供）

ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到着するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間でのデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分理解する必要があります。



## 2 NTT災害用伝言ダイヤル「171」



- ・災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。
- ・地震など大災害発生時は、安否確認、見舞い、問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が1日から数日間続きます。
- ・自宅などの固定電話、公衆電話、携帯電話からメッセージを吹きこめるNTTの「災害用伝言ダイヤル」を活用しましょう。

※音声ガイダンス(案内)に従う

### ◎ 自分がメッセージを吹き込む場合

171+1+「被災地内の自宅等の電話番号《市外局番から》」

### ◎ 相手のメッセージを聞く場合は

171+2+「被災地内の自宅等の電話番号《市外局番から》」

※ただし、録音時間は30秒です。そのまま切っても伝言は録音され、録音後「8」を押すと録音内容の確認、「9」で録音のやり直しができます。メッセージは2日間保存されます。



### 3 避難勧告・避難指示

市では、災害発生時における人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民の方に「避難勧告」および「避難指示」を行います。

避難勧告および避難指示は、防災無線や広報車、電子サイレンハンドマイクによる伝達を行うとともに、行政区長などの協力を得て伝達します。

行政区（自治会）や防災組織などの協力を得て、組織的に避難誘導が行われますので、指示に従い避難しましょう。



#### 避難勧告

災害の拡大により、危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じたときに発表します。

避難勧告は、その地域の居住者を拘束するものではありませんが、速やかに避難するようにしてください。



#### 避難指示

地域住民に対する災害の危険が目前に切迫しているときに発します。避難指示を受けたら、直ちに指定された場所に避難してください。



### 4 自主避難

避難勧告や避難指示のほか、災害が予想されるときに、地域住民が自分の判断によって自主的に避難所へ避難するものです。

市が指示するものではありませんが、避難所の開放などを行います。



■指定避難所一覧(平成26年4月1日現在)

整理番号	町域	名称	所在地	電話番号	管理者名	担当部署	指定管理者名
1	迫	登米市森公民館	迫町森字西表195番地	0220-22-8387	登米市教育委員会	生涯学習課	森地区コミュニティ推進協議会
2	迫	登米市立佐沼小学校	迫町佐沼字錦108番地	0220-22-2740	登米市教育委員会	学校教育課	
3	迫	登米市光ヶ丘球場	迫町佐沼字光ヶ丘1番地	0220-22-8565	登米市教育委員会	生涯学習課	登米市体育協会
4	迫	登米市迫武道館	迫町佐沼字八幡1丁目3番地17	0220-22-2323	登米市教育委員会	生涯学習課	文化・スポーツクラブはさま
5	迫	登米市立佐沼中学校	迫町佐沼字沼向4番地	0220-22-2760	登米市教育委員会	学校教育課	
6	迫	登米市迫公民館	迫町佐沼字中江2丁目6番地1	0220-22-7324	登米市教育委員会	生涯学習課	佐沼地区コミュニティ推進協議会
7	迫	登米市迫体育館	迫町佐沼字中江2丁目6番地1	0220-22-2323	登米市教育委員会	生涯学習課	文化・スポーツクラブはさま
8	迫	登米市立北方小学校	迫町北方字富永110番地5	0220-22-2286	登米市教育委員会	学校教育課	
9	迫	登米市北方公民館	迫町北方字富永109番地2	0220-22-2149	登米市教育委員会	生涯学習課	北方地区コミュニティ推進協議会
10	迫	登米市立新田中学校	迫町新田字山居37番地1	0220-28-2042	登米市教育委員会	学校教育課	
11	迫	登米市新田公民館	迫町新田字小友65番地	0220-28-2037	登米市教育委員会	生涯学習課	新田地区コミュニティ推進協議会
12	迫	旧新田第2小学校	迫町新田字対馬51番地7	-	登米市迫総合支所	市民課	
13	迫	宮城県佐沼高等学校	迫町佐沼字末広1番地	0220-22-2022	宮城県教育委員会	高校教育課	
14	登米	登米市立登米中学校	登米町大字日根牛小川向10番地	0220-52-2269	登米市教育委員会	学校教育課	
15	登米	登米市登米老人福祉センター	登米町寺地金谷12番地1	0220-52-2143	登米市福祉事務所	長寿介護課	登米市社会福祉協議会
16	登米	登米市登米小学校	登米町寺地桜小路6番地	0220-52-2504	登米市教育委員会	学校教育課	
17	登米	登米市登米公民館	登米町寺地目子待井391番地	0220-52-2316	登米市教育委員会	生涯学習課	とよまコミュニティ運営協議会
18	登米	登米市登米総合体育館	登米町寺地目子待井10番地	0220-53-1155	登米市教育委員会	生涯学習課	とよまスポーツクラブ蔵っこ
19	登米	宮城県登米高等学校	登米町寺地桜小路3番地	0220-52-2670	宮城県教育委員会	高校教育課	
20	東和	登米市立米谷小学校	東和町米谷字越路75番地	0220-42-2006	登米市教育委員会	学校教育課	
21	東和	宮城県米谷工業高等学校	東和町米谷字古館88番地	0220-42-2170	宮城県教育委員会	高校教育課	
22	東和	登米市米谷公民館	東和町米谷字和荷75番地	0220-53-2006	登米市教育委員会	生涯学習課	米谷地域づくり推進協議会
23	東和	登米市立東和中学校	東和町米谷字細野35番地	0220-53-2002	登米市教育委員会	学校教育課	
24	東和	登米市立錦織小学校	東和町錦織字山居沢15番地	0220-44-3506	登米市教育委員会	学校教育課	
25	東和	登米市東和総合運動公園	東和町錦織字雷神山15番地3	0220-53-4115	登米市教育委員会	生涯学習課	
26	東和	登米市錦織公民館	東和町錦織字雷神山15番地3	0220-53-3003	登米市教育委員会	生涯学習課	錦織地域振興会
27	東和	旧嵯峨立小学校	東和町錦織字岩ノ沢150番地	0220-44-3655	登米市教育委員会	教育総務課	
28	東和	登米市立米川小学校	東和町米川字東綱木31番地	0220-45-2324	登米市教育委員会	学校教育課	
29	東和	登米市米川公民館	東和町米川字四十田25番地1	0220-53-4155	登米市教育委員会	生涯学習課	米川地域振興会
30	東和	旧鱒淵小学校	東和町米川字寺内31番地	0220-45-2707	登米市教育委員会	教育総務課	
31	東和	登米市東和地域福祉センター	東和町米川字六反55番地1	0220-45-2330	登米市福祉事務所	長寿介護課	登米市社会福祉協議会
32	中田	登米市立石森小学校	中田町石森字前田29番地	0220-34-2343	登米市教育委員会	学校教育課	
33	中田	登米市立加賀野小学校	中田町石森字加賀野1丁目17番地1	0220-34-2040	登米市教育委員会	学校教育課	
34	中田	登米市立宝江小学校	中田町宝江新井田字後田22番地	0220-34-2144	登米市教育委員会	学校教育課	
35	中田	登米市立中田幼稚園	中田町宝江新井田字要害3番地1	0220-34-3502	登米市教育委員会	学校教育課	
36	中田	登米市立上沼小学校	中田町上沼字弥勒寺大下91番地2	0220-34-2339	登米市教育委員会	学校教育課	
37	中田	旧上沼小学校	中田町上沼字八幡山78番地	0220-34-2553	登米市教育委員会	教育総務課	
38	中田	登米市中田生涯学習センター	中田町上沼字館43番地	0220-34-8081	登米市教育委員会	生涯学習課	
39	中田	登米市立浅水小学校	中田町浅水字川面188番地	0220-34-2158	登米市教育委員会	学校教育課	
40	中田	登米市立中田中学校	中田町宝江黒沼字新西野70番地	0220-34-2241	登米市教育委員会	学校教育課	
41	中田	登米市石森ふれあいセンター	中田町石森字茶畑7番地	0220-34-2341	登米市教育委員会	生涯学習課	石森コミュニティ運営協議会
42	中田	登米市宝江ふれあいセンター	中田町宝江黒沼字浦38番地3	0220-34-2143	登米市教育委員会	生涯学習課	宝江コミュニティ運営協議会
43	中田	登米市上沼ふれあいセンター	中田町上沼字弥勒寺大下90番地1	0220-34-2002	登米市教育委員会	生涯学習課	上沼コミュニティ運営協議会
44	中田	登米市浅水ふれあいセンター	中田町浅水字荒神堂150番地2	0220-34-2008	登米市教育委員会	生涯学習課	浅水コミュニティ運営協議会
45	中田	登米市中田総合体育館	中田町宝江黒沼字浦38番地3	0220-34-7302	登米市教育委員会	生涯学習課	登米市体育協会



整理番号	町域	名称	所在地	電話番号	管理者名	担当部署	指定管理者名
46	中田	登米市中田B&G海洋センター	中田町宝江黒沼字浦38番地5	0220-34-2312	登米市教育委員会	生涯学習課	
47	中田	登米市中田老人福祉センター	中田町上沼字西桜場18番地	0220-34-5481	登米市福祉事務所	長寿介護課	登米市社会福祉協議会
48	中田	登米市中田農村環境改善センター	中田町上沼字西桜場18番地	0220-34-5744	登米市産業経済部	農林政策課	
49	中田	宮城県上沼高等学校	中田町上沼字要害94番地	0220-34-2127	宮城県教育委員会	高校教育課	
50	中田	登米市中田球場	中田町宝江黒沼字畑中138番地13	0220-34-7302	登米市教育委員会	生涯学習課	登米市体育協会
51	豊里	登米市立豊里小・中学校	豊里町上町裏100番地	0225-76-2039	登米市教育委員会	学校教育課	
52	豊里	登米市豊里公民館	豊里町小口前80番地	0225-76-2237	登米市教育委員会	生涯学習課	豊里コミュニティ推進協議会
53	豊里	登米市豊里デイサービスセンター	豊里町芝沢153番地78	0225-76-5486	登米市福祉事務所	長寿介護課	恵泉会
54	豊里	登米市豊里滝波コミュニティセンター	豊里町白鳥山72番地	0225-76-2930	登米市産業経済部	農林政策課	
55	米山	旧善王寺小学校	米山町字善王寺石神68番地	0220-55-2104	登米市教育委員会	教育総務課	
56	米山	登米市立米山東小学校	米山町字桜岡鈴根1番地	0220-55-2042	登米市教育委員会	学校教育課	
57	米山	登米市立米岡小学校	米山町西野字古館廻27番地2	0220-55-2009	登米市教育委員会	学校教育課	
58	米山	登米市立中津山小学校	米山町中津山字城内前4番地	0220-55-2506	登米市教育委員会	学校教育課	
59	米山	登米市立米山中学校	米山町西野字西小路2番地	0220-55-2041	登米市教育委員会	学校教育課	
60	米山	宮城県米山高等学校	米山町中津山字筒場埠215番地	0220-55-2221	宮城県教育委員会	高校教育課	
61	米山	登米市米山公民館	米山町西野字的場181番地	0220-55-2426	登米市教育委員会	生涯学習課	西野コミュニティ運営協議会
62	米山	登米市中津山公民館	米山町中津山字清水11番地54	0220-55-2533	登米市教育委員会	生涯学習課	中津山コミュニティ運営協議会
63	米山	登米市吉田体育館	米山町字桜岡上待井276番地	0220-55-2124	登米市教育委員会	生涯学習課	吉田コミュニティ運営協議会
64	米山	登米市米山B&G海洋センター	米山町中津山字清水11番地54	0220-55-2114	登米市教育委員会	生涯学習課	
65	米山	登米市米山柔剣道場	米山町西野字西小路2番地	0220-55-2426	登米市教育委員会	学校教育課	
66	米山	登米市吉田運動場	米山町字桜岡今泉68番地	0220-23-9881	登米市教育委員会	生涯学習課	よねやまスポーツクラブ
67	米山	登米市中津山運動場	米山町中津山字清水11番地	0220-23-9881	登米市教育委員会	生涯学習課	よねやまスポーツクラブ
68	石越	登米市立石越小学校	石越町北郷字長根134番地	0228-34-2012	登米市教育委員会	学校教育課	
69	石越	登米市立石越中学校	石越町南郷字矢作48番地	0228-34-3014	登米市教育委員会	学校教育課	
70	石越	登米市石越体育センター	石越町南郷字矢作122番地2	0228-34-4021	登米市教育委員会	生涯学習課	いしこしENJOYクラブ
71	石越	登米市石越防災センター	石越町南郷字愛宕81番地	0228-34-2111	登米市石越総合支所	市民課	
72	石越	登米市石越保健センター	石越町南郷字矢作130番地1	0228-34-3110	登米市市民生活部	健康推進課	
73	石越	登米市石越福祉センター	石越町南郷字新石沢前47番地4	0228-34-2501	登米市福祉事務所	長寿介護課	登米市社会福祉協議会
74	石越	登米市石越総合運動公園	石越町南郷字矢作122番地1	0228-34-4021	登米市教育委員会	生涯学習課	いしこしENJOYクラブ
75	石越	登米市石越公民館	石越町南郷字矢作122番地2	0228-34-2036	登米市教育委員会	生涯学習課	石越コミュニティ運営協議会
76	南方	登米市南方農村環境改善センター	南方町八の森40番地1	0220-58-2167	登米市教育委員会	生涯学習課	南方コミュニティ運営協議会
77	南方	登米市南方老人福祉センター	南方町本郷大嶽37番地	0220-58-4579	登米市福祉事務所	長寿介護課	南方コミュニティ運営協議会
78	南方	登米市南方総合運動場 (西郷公民館・南方就業改善センター) (体育館・陸上運動場・野球場・テニスコート)	南方町堤田38番地	0220-58-4556 0220-58-5383	登米市教育委員会 登米市教育委員会	生涯学習課 生涯学習課	南方コミュニティ運営協議会 スポーツクラブみなみかた
79	南方	登米市立南方小学校	南方町山成95番地6	0220-58-2019	登米市教育委員会	学校教育課	
80	南方	登米市立南方中学校	南方町西山成前21番地1	0220-58-2014	登米市教育委員会	学校教育課	
81	南方	登米市立西郷小学校	南方町尼池10番地1	0220-58-2141	登米市教育委員会	学校教育課	
82	南方	登米市立東郷小学校	南方町堂地193番地2	0220-58-2142	登米市教育委員会	学校教育課	
83	津山	登米市立柳津小学校	津山町柳津字本町57番地	0225-68-2009	登米市教育委員会	学校教育課	
84	津山	登米市津山林業総合センター	津山町柳津字黄牛田高畑59番地	0225-68-2688	登米市教育委員会	生涯学習課	つやまモクモクスポーツクラブ
85	津山	登米市津山若者総合体育館	津山町柳津字黄牛田高畑59番地	0225-68-2688	登米市教育委員会	生涯学習課	つやまモクモクスポーツクラブ
86	津山	登米市津山運動広場	津山町柳津字黄牛田高畑59番地	0225-68-3111	登米市教育委員会	生涯学習課	
87	津山	登米市津山老人福祉センター	津山町柳津字黄牛田高畑36番地5	0225-68-2161	登米市福祉事務所	長寿介護課	
88	津山	登米市立津山中学校	津山町柳津字館石6番地	0225-68-2083	登米市教育委員会	学校教育課	
89	津山	登米市津山公民館	津山町横山字本町24番地	0225-69-2234	登米市教育委員会	生涯学習課	津山地域振興会
90	津山	登米市立横山小学校	津山町横山字本町91番地	0225-69-2210	登米市教育委員会	学校教育課	

■災害時応援協定締結事業所等一覧(平成26年7月末現在)

No.	分野	団体名称	締結年月日	協定内容
1	自治体	県内12消防機関	平成4年4月1日	地震・風水害・特殊火災等、及び大規模・特殊な救急・救助事故
2	自治体	秋田県矢島町／群馬県旧伊香保町／長野県原町・旧敷塚本町／千葉県酒々井町／静岡県旧蒲原町・旧油井町・旧舞阪町・旧新居町／	平成8年10月17日	物資・資機材提供、職員の派遣
3	自治体	県内市町村	平成16年7月26日	物資・資機材提供、職員の派遣
4	自治体	南三陸町	平成17年12月1日	火災、水害、その他の災害に係る応援活動
5	自治体	両磐地区広域町村、気仙地区広域市町村、気仙沼・本吉地区広域市町村、栗原市	平成18年7月6日	情報の収集・提供、物資並びに資機材提供、職員(消防団員)の派遣
6	自治体	女川町、南三陸町、栗原市、西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町	平成23年5月21日	行政機能の正常化に向けた行政事務全般にわたる応援・支援活動
7	自治体	国土交通省北上川下流河川事務所	平成19年7月10日	河川の防災に関係する画像情報の提供
8	自治体	国土交通省東北地方整備局	平成21年9月11日	災害時における情報の交換、災害対策現地連絡員(リエゾン)の派遣
9	自治体	静岡県湖西市	平成24年3月12日	物資・資機材提供、職員の派遣、被災者の受入れ
10	自治体	全国ポート所在市町村協議会加盟市町村(23市町村)	平成24年7月27日	物資・資機材提供、被災者の受入れ
11	自治体	全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会構成団体(12市)	平成24年7月12日	物資・資機材提供、職員の派遣、見舞金
12	その他	隊友会登米支部	平成25年3月19日	元自衛官による人的支援
13	公共機関	宮城県佐沼警察署	平成25年2月27日	市有施設を災害時代替施設としての使用許可
14	公共機関	宮城県登米警察署	平成25年2月27日	市有施設を災害時代替施設としての使用許可
15	食料生活物資	みやぎ生活協同組合	平成17年7月29日	食料品・生活用品・衣料品の供給
16	食料生活物資	㈱ウジエスーパー	平成18年6月20日	食料品・生活用品の供給
17	食料生活物資	エスピー食品㈱	平成18年6月20日	無菌米飯の提供
18	食料生活物資	㈱ヨークベニマル	平成18年8月2日	食料品・生活用品・衣料品の供給
19	食料生活物資	NPO法人コメリ災害対策センター	平成18年11月30日	作業用品・日用品・飲料水・冷暖房機器・電気用品の供給
20	食料生活物資	東北ペプシコーラ販売㈱	平成19年12月28日	飲料水の供給
21	食料生活物資	仙台コココーラボトリング㈱	平成20年2月7日	飲料水の供給
22	食料生活物資	ホームマック㈱	平成20年12月8日	資機材、生活用品の供給
23	食料生活物資	ロック開発㈱、イオンスーパーセンター㈱、ロックンティ佐沼同友店会	平成21年8月27日	食料品・生活用品・衣料品の供給
24	食料生活物資	登米道の駅連絡会	平成26年2月17日	食料・飲料水等の提供、救援物資の供給
25	医薬品・特別食品	㈱ソルハ	平成21年3月31日	医薬品・医薬材料・特別用途食品の供給
26	医薬品・特別食品	㈱ダルマ薬局	平成21年3月31日	医薬品・医薬材料・特別用途食品の供給
27	医薬品・特別食品	㈱薬王堂	平成21年3月31日	医薬品・医薬材料・特別用途食品の供給
28	交通・輸送	(社)宮城県トラック協会 登米本吉支部(21社)	平成18年6月20日	生活物資等緊急物資の輸送
29	交通・輸送	宮城県北生コン協同組合(9社)	平成18年6月20日	応急復旧、被害拡大防止、緊急水利の確保
30	交通・輸送	宮城県レッカー事業協同組合	平成19年12月18日	災害活動の阻害車両・障害物等の除去
31	交通・輸送	登米市バス協議会(5社)	平成22年3月15日	要援護者等の避難輸送
32	交通・輸送	登米市福興協力輸送部会	平成25年3月19日	緊急輸送、保管場所の提供、緊急車両用燃料(軽油)の提供、避難所の提供、毛布・飲料水・非常食の提供
33	土木・建築	宮城県建設業協会登米支部(22社)	平成20年12月22日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
34	土木・建築	迫町建設業協会(22社)	平成21年10月7日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
35	土木・建築	登米町災害対策協議会(5社)	平成21年5月18日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
36	土木・建築	東和町建設業協会(11社)	平成21年5月19日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視

No.	分野	団体名称	締結年月日	協定内容
37	土木・建築	中田建設業協会(20社)	平成21年6月23日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
38	土木・建築	豊里町建設業協会(13社)	平成22年7月29日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
39	土木・建築	米山町建設業協会(14社)	平成22年11月8日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
40	土木・建築	登米市石越町建設業協会(4社)	平成24年3月26日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
41	土木・建築	南方建設協力会(21社)	平成21年9月17日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
42	土木・建築	津山町災害対策協議会(8社)	平成22年3月25日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
43	土木・建築	登米市東部建設業協議会(5社)	平成22年7月29日	応急復旧、被害拡大防止、各種施設の巡視
44	土木・建築	(社)宮城県建築士会登米支部	平成20年6月16日	指定避難所の応急危険度判定、住家等の応急危険度判定
45	土木・建築	(社)宮城県測量設計業協会登米支部(5社)	平成23年3月28日	被害箇所の調査、応急危険度判定、各種施設の巡視
46	土木・建築	登米市大工組合連合会(10組合)	平成19年8月30日	災害時の応急復旧対策
47	土木・建築	宮城県板金工業組合登米支部(11社)	平成22年3月25日	公共施設の屋根・外壁の応急復旧、技術者の派遣、資材の提供
48	廃棄物処理	登米建設リサイクル協同組合(9社)	平成23年3月1日	廃棄物の収集運搬・処分
49	廃棄物処理	日建工業(株)東北営業所	平成19年8月30日	廃棄物の収集運搬・処分、被災箇所の応急復旧
50	電気	東北電力(株)栗原登米営業所	平成19年8月30日	電力設備の災害復旧
51	電気	登米市電気工事事業協同組合(31社)	平成20年1月30日	引込線以下電気設備の応急復旧、家庭電化製品の応急復旧
52	燃料	宮城県石油商業組合登米支部(25社)	平成20年7月1日	応急救護用液体燃料の供給
53	燃料	登米LPガス協議会(34社)	平成25年6月11日	LPガスの供給、運搬・撤去に関する協力
54	レンタル資機材	(株)レンタルシステム東北	平成20年5月21日	レンタル資機材(仮設トイレ・発電機等)の提供
55	レンタル資機材	コマツレンタル(株)	平成23年10月1日	レンタル資機材(発電機・投光器等)の提供
56	物資保管	みやぎ登米農業協同組合	平成19年8月30日	救援物資等の一時保管場所
57	物資保管	南三陸農業協同組合	平成19年8月30日	救援物資等の一時保管場所
58	医療	(社)登米市医師会	平成19年12月18日	医療救護活動
59	医療	登米市薬剤師会	平成25年11月5日	医療救護活動、医薬品等の供給協力
60	医療	公益社団法人宮城県獣医師会仙北支部	平成26年5月26日	保護活動に必要な人員・薬品・機材の提供
61	要援護者避難施設	社会福祉法人 清山会	平成19年12月18日	要援護者等の避難施設(特別養護老人ホーム柳風園)
62	要援護者避難施設	医療法人 仁泉会	平成19年12月18日	要援護者等の避難施設(介護老人保健施設なかだ・はさまデイサービスセンター)
63	要援護者避難施設	社会福祉法人 元気村	平成19年12月18日	要援護者等の避難施設(介護老人福祉施設南方ナーシングホーム翔裕園)
64	要援護者避難施設	社会福祉法人 榮特会	平成19年12月18日	要援護者等の避難施設(はんとく苑・第2はんとく苑・特別養護老人ホームさーらの樹)
65	要援護者避難施設	社会福祉法人 恵泉会	平成25年8月20日	要援護者等の避難施設(15施設)
66	要援護者避難施設	医療法人財団 姉齒松風会	平成25年8月20日	要援護者等の避難施設(なごみの里サポートセンター)
67	指定避難所	宮城県佐沼・登米・上沼・米山・米谷工業高等学校(5校)	平成19年11月30日	災害時における避難所の提供
68	ボランティア	(社)登米市社会福祉協議会	平成19年8月30日	災害ボランティアセンターの開設運営、活動資材の提供
69	放送・通信	(株)登米コミュニティエフエム	平成22年3月25日	災害時の情報・復旧等に必要な情報の放送
70	放送・通信	登米地域アマチュア無線クラブ	平成19年8月30日	災害時における情報の収集・伝達

登米市内医療機関一覧

番号	医療機関略称	所在地	電話番号	診療科目
1	上杉皮膚科医院	登米市迫町佐沼字江合2丁目12-12	0220-21-1380	アレルギー科 皮膚科
2	ごとう眼科	登米市迫町佐沼字小金丁50-2	0220-22-1510	眼科
3	佐幸医院	登米市迫町佐沼字錦10	0220-22-7003	内科 消化器科 漢方内科
4	ささはら総合診療科	登米市迫町佐沼字江合1-8-8	0220-21-5660	内科 消化器科 胃腸科 外科 麻酔科
5	佐藤内科医院	登米市迫町佐沼字光ヶ丘51-1	0220-22-2160	内科 消化器科
6	さぬま中央クリニック	登米市迫町佐沼字江合1丁目8-1	0220-21-5550	耳鼻いんこう科
7	菅原内科クリニック	登米市迫町佐沼字八幡3丁目4-2	0220-22-0888	内科 放射線科
8	田中医院	登米市迫町佐沼字小金丁53-2	0220-22-1155	内科 脳神経外科
9	千葉医院	登米市迫町佐沼字天神前80	0220-22-3725	内科 消化器科
10	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25	0220-22-5511	内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
11	新田診療所	登米市迫町新田字山田9-3	0220-28-3398	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科
12	二瓶内科胃腸科医院	登米市迫町佐沼字中江3丁目7-3	0220-22-6508	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科
13	森整形外科医院	登米市迫町佐沼字中江3丁目9-5	0220-22-2787	リウマチ科 整形外科 リハビリテーション科
14	八木小児科医院	登米市迫町佐沼字西佐沼125	0220-22-2566	内科 小児科
15	やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中25	0220-23-9832	内科
16	結城産婦人科分院	登米市迫町佐沼字小金丁22-5	0220-22-3252	産婦人科 麻酔科
17	遊佐内科胃腸科医院	登米市迫町佐沼字南佐沼1丁目4-15	0220-22-2177	内科 胃腸科
18	わたなべ内科クリニック	登米市迫町佐沼字大網224-1	0220-21-5335	内科 神経内科 リハビリテーション科
19	川村医院	登米市登米町寺池桜小路50	0220-52-2166	内科 アレルギー科 外科 リハビリテーション科 麻酔科
20	桜井医院	登米市登米町寺池前舟橋6丁目1	0220-52-3936	内科 アレルギー科 外科 整形外科 外科 肛門科 皮膚科
21	登米診療所	登米市登米町寺池桜小路132-1	0220-52-2175	内科 外科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう科

番号	医療機関略称	所在地	電話番号	診療科目
22	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200	0220-42-2007	内科 小児科 整形外科
23	米川診療所	登米市東和町米川字町下59-1	0220-45-2301	内科 小児科
24	上沼診療所	登米市中田町上沼字弥勒寺中下22-6	0220-34-2120	内科 小児科
25	大坂医院	登米市中田町石森字駒牽240-1	0220-34-6625	内科 胃腸科 外科 肛門科 皮膚科
26	おおたおおたにクリニック	登米市中田町石森字加賀野2丁目25-24	0220-35-1161	内科 呼吸器科 循環器科
27	佐藤裕也眼科登米分院	登米市中田町石森字西細谷411	0220-23-9565	眼科
28	みうら眼科	登米市中田町石森字加賀野2丁目5-25	0220-35-1066	眼科
29	三浦消化器内科	登米市中田町石森字蓬田195	0220-34-3611	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科
30	佐藤医院	登米市豊里町横町60	0225-76-3420	内科 呼吸器科 循環器科 小児科 リハビリテーション科 呼吸器内科 循環器内科
31	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下74-1	0225-76-2023	内科 消化器科 小児科 外科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 歯科
32	小澤医院	登米市米山町中津山字明神前16-1	0220-55-2552	内科 小児科
33	公立志津川病院	登米市米山町字桜岡大又3-1	0220-29-5611	外科 整形外科
34	登米市立よねやま診療所	登米市米山町字桜岡大又3-1	0220-55-2011	内科
35	石越病院	登米市石越町南郷字小谷地前245	0228-34-3211	内科 精神科 神経科
36	今堂医院	登米市石越町東郷字今道19	0228-34-3031	内科 外科 皮膚科
37	八嶋中央診療所	登米市石越町南郷字矢作138	0228-34-2013	内科 小児科 外科
38	佐藤医院	登米市南方町畑岡下7-5	0220-58-2058	内科 心療内科 精神科 神経科
39	サンクリニック	登米市南方町鴻ノ木152-1	0220-29-6060	内科 アレルギー科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
40	島医院	登米市南方町西山成前133	0220-29-6056	内科 小児科 外科 皮膚科 リハビリテーション科
41	おおともクリニック	登米市津山町柳津字幣崎422	0225-68-3210	内科 外科
42	津山診療所	登米市津山町柳津字本町1-1	0225-68-3531	内科



**支援マニュアルの問い合わせ先**

生活福祉課 0220-58-5552 防災課 0220-22-2130  
迫総合支所市民課 0220-22-2226 登米総合支所市民課 0220-52-5054  
東和総合支所市民課 0220-53-4112 中田総合支所市民課 0220-34-2313  
豊里総合支所市民課 0225-76-4113 米山総合支所市民課 0220-55-2112  
石越総合支所市民課 0228-34-2112 南方総合支所市民課 0220-58-2113  
津山総合支所市民課 0225-61-5011

**担当 登米市福祉事務所 生活福祉課福祉総務係**

住所: 登米市南方町新高石浦130番地

TEL: 0220-58-5552

FAX: 0220-58-2375